中央社会保険医療協議会 薬価専門部会座席表

日時:平成21年9月18日(金) 10:30(目途)~12:00 会場:全国都市会館 第2会議室 (3階)

1 1	1					0	_ 0_	0	0		7	
						森田	庄司	海幕部会長	保険局長			
ф	0	薛原								小林 (剛) 対馬	0	1
医協関係者	0	ΦИ				谜 (Si C			小島	0	Д <u>е</u> 9
	0	減辺								北村	0	
L	0	山本										
								細立	長野			
								0	0		1	
		明 育 定 會 官	順 表 :	所 科 医 療 で 食	来 所 世 理	企图 調	医療 課 企 門 官	E 1	2 (7 14 17 18 18	協 使 保 検 は 発 発		
		0	0	0	0	0	0	0 0	0	0		
		0	0			厚生的	分侧省					
						厚生	分侧省					
						厚生的	分侧省					
						(<u>U</u>) (<u>U</u>	者席				1	
							者席					
												
					関係	看席・	日比谷	クラブ				
			_									
						日比名	シクラブ					
						日比名						
						日比名	シクラブ					
音響機器						日比名日比名	キクラブ キクラブ 旁 朝					

受付

中央社会保険医療協議会薬価専門部会(第56回) 議事次第

平成21年9月18日(金)全国都市会館

議題

- 1 新薬の薬価算定等について
- 2 特許期間中の新薬の薬価改定方式について

中医協 薬-121. 9.18

新薬の薬価算定等について

検討事項

1. 平成20年度以降の新薬算定の状況について

- 要-2-1 類似薬効比較方式により算定された新薬の外国平均価格との比較 (平成20年4月~平成21年9月収載分)
- 集-2-2 類似薬効比較方式により算定された新薬の外国平均価格との比較 (平成18年4月~平成19年12月収歳分)
- 薬-2-3 原価計算方式により算定された新薬の外国平均価格との比較 (平成20年4月~平成21年9月収載分)
- 薬-2-4 原価計算方式により算定された新薬の外国平均価格との比較 (平成18年4月~平成19年12月収載分)
- 薬-3 平成20年度薬価制度改革後における補正加算の適用状況等について
- 要-4 類似薬効比較方式により算定された新薬(平成20年4月から平成21年9 月収載分)の新薬算定時の比較薬に関する日本と欧米4ヶ国の価格変化率
- 薬-5 平成20年度以降の新薬算定の状況に関するまとめ

2. 薬価算定組織の意見の取扱いについて

- 薬-6-1 薬価算定組織の意見の薬価算定基準における取扱いについて
- 薬-6-2 薬価算定基準が明文化された(平成12年4月)以降に新薬として薬価収載された配合剤一覧

3. 製薬業界からの意見の取扱いについて

薬-7 製薬業界の意見の薬価算定基準における取扱いについて

(参考)平成22年の薬価改定時に実施することが決まっているもの

〇小児適応又は希少疾病の効能追加等を行った場合の評価

<「平成20年度薬価制度改革の骨子」から関連部分を抜粋>

- Ⅱ 具体的内容
- 第2 既収載医薬品の薬価改定
 - 3 その他
 - (3) 平成20年4月以降、小児適応又は希少疾病の効能追加又は用法・用量追加を行った場合や、市販後に当該医薬品の真の臨床的有用性を検証したデータが公表された場合には、次々期薬価制度改革時に市場実勢価格に基づく算定値に加算することとする。【次々回の薬価改定時に実施】

その際、これらの場合の加算については、市場拡大再算定対象品に対する補正加算に準じることとし、市場規模に基づき傾斜配分を行うこととする。【次々回の薬価改定時に実施】

平成20年度薬価制度改革の骨子

平成19年12月14日中央社会保険医療協議会了解

Ⅰ 基本的考え方

革新的医薬品・医療機器創出のための5カ年戦略(平成19年4月26日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省)を踏まえ、革新的新薬の適切な評価に重点を置き、特許の切れた医薬品については、後発品への置き換えが着実に進むような薬価制度としていくこととする。

具体的には、新規収載医薬品及び既収載医薬品に係る現行の薬価算定方式を基本とし、これまで薬価専門部会で審議してきた以下の点を踏まえ、平成20年度薬価制度改革を行うこととする。

Ⅱ 具体的内容

第1 新規収載医薬品の薬価算定

1 類似薬効比較方式(別紙参照)

- (1) 新薬の算定薬価が外国平均価格と比べてまだ低い現状にかんがみ、類似薬効 比較方式(I)の場合の比較薬は、原則として薬価収載後10年以内の新薬であ って後発品が薬価収載されていないものを用いることとするとともに、画期性 加算及び有用性加算について、加算率を引き上げることとする。【平成20年 度実施】
- (2) 臨床上有用な新規の作用機序を有するものについて、有用性加算(Ⅱ)の対象として追加することとする。【平成20年度実施】
- (3) 小児加算及び市場性加算について、加算率を引き上げることとする。また、 薬理作用類似薬がある場合でも、比較薬についてこれらの加算が適用されてい ない場合には、これらの加算を適用することとする。【平成20年度実施】
- (4) 画期性加算、有用性加算、小児加算等の傾斜配分については、1日薬価ではなく市場規模で考えることが適切と考えられることから、新薬算定時のこれら加算の傾斜配分は廃止することとする。【平成20年度実施】

2 原価計算方式

革新性にかかわらずほぼ外国平均価格の算定になっている状況にかんがみ、 既存治療と比較した場合の革新性や有効性、安全性の程度に応じて、営業利益 率(現在19.2%)を±50%の範囲内でメリハリをつけた算定方式とする。 【平成20年度実施】

3 規格間調整

平成18年度薬価制度改革で導入した規格間比の上限ルールの適用対象から、注射薬及び外用薬を除外することとする。【平成20年度実施】

4 その他

- (1) 他のキット製品と比較して、キットの構造・機能に関する新規性が認められないものについては、キット加算の対象外とすることとする。また、新規性が認められるものについては、加算率を引き上げることとする。【平成20年度実施】
- (2) 補正加算の希望がない場合であっても、企業が比較薬の選定などに係る意見 陳述を希望する場合には、第1回目の薬価算定組織における企業の意見陳述を 認めることとする。【平成20年度実施】

第2 既収載医薬品の薬価改定

1 再算定

- (1) 市場で競合している医薬品について公平な薬価改定を行う観点から、薬価収載の際の比較薬が市場拡大再算定対象品である既収載品等だけでなく、市場拡大再算定対象医薬品の全ての薬理作用類似薬について、市場拡大再算定類似品として扱い、再算定を行うこととする。【平成20年度実施】
- (2) 市場拡大再算定における補正加算の傾斜配分について、対象となる医薬品の市場規模で行うこととする。なお、標準額となる年間販売額は、内用薬及び外用薬は50億円、注射薬は20億円とする。【平成20年度実施】
- (3) これらのルール改正に伴う激変緩和の観点から、平成20年度薬価改定においては、市場拡大再算定の対象となる全ての品目について、その薬価改定率として、以下の①又は②のうち、いずれか小さい方を用いることとする。【平成20年度実施】
 - ① 市場拡大再算定対象品の市場規模拡大率から計算される改定率(補正加 算率は含まないものとする。)と市場実勢価格から計算される改定率の平 均値
 - ② 市場拡大再算定対象品の市場規模拡大率及び上記(2)の傾斜配分を用いた補正加算率から計算される改定率
- (4) なお、現行の薬価算定ルールでは、多くの場合、効能追加によって市場拡大 再算定の対象となっており、
 - ・ このことがイノベーションの阻害になっているのではないかとの指摘があ

る一方で、

市場拡大再算定が、公的保険制度における薬剤費の適切な配分メカニズムとして機能していることにかんがみ、

例えば、以下の①②の場合には市場拡大再算定の対象とするなど、市場拡大再算定の在り方について、使用実態の著しい変化ということをどのように判定するかを含め、平成20年度薬価制度改革以降、引き続き検討し、次々期薬価制度改革までに結論を得るよう検討を行うこととする。【次々期薬価制度改革までに検討】

- ① 販売後10年間は、年間販売額が、新薬算定時の予想年間販売額の2倍を超え、かつ、一定額を超える場合
- ② 販売後10年を超えても、なお毎年一定割合以上販売額が増加する場合

併せて、市場規模の伸びは、個別銘柄の伸びだけではなく、薬理作用類似薬を含めた伸びを勘案することについて、次々期薬価制度改革までに検討を行うこととする。【次々期薬価制度改革までに検討】

2 後発品のある先発品の薬価改定

後発品が初めて薬価収載された先発品の薬価改定については、市場実勢価格により算定される額から、更に追加で引下げを行っており、平成18年度薬価制度改革においては、その追加の引下げ率(4~6%)を2ポイント拡大したところであるが、

- ・ 平成20年度薬価制度改革等においては、後発品使用促進のための諸施策を 総合的に講じる等、後発品使用促進を主要政策課題の1つとして取り組んで いること、
- 一方、この先発品薬価の引下げが、後発品との薬価差を縮小させ、後発品への置き換えが進みにくくなるとの指摘があること

を踏まえ、先発品薬価の追加の引下げ率を4~6%にとどめることとする。【平成20年度実施】

なお、後発品のある先発品の薬価改定については、後発品使用の普及状況及び 後発品のある先発品の市場実勢価格の推移を踏まえつつ、引き続き検討すること とする。

3 その他

- (1) 不採算品再算定を行う場合、当該企業の経営効率を精査した上で、製造業の 平均的な営業利益率(現在5%程度)を上限として認めることとする。【平成 20年度実施】
- (2) 最低薬価品目について、剤形区分別(みなし最低薬価品目は、みなし最低薬 価別)で見た場合に、乖離率が薬価収載品目全体の平均乖離率を超える区分に ついては、平均乖離率を超える部分に相当する最低薬価の価格の引下げを行う

こととする。【平成20年度実施】

(3) 平成20年4月以降、小児適応又は希少疾病の効能追加又は用法・用量追加を行った場合や、市販後に当該医薬品の真の臨床的有用性を検証したデータが公表された場合には、次々期薬価制度改革時に市場実勢価格に基づく算定値に加算することとする。【次々回の薬価改定時に実施】

その際、これらの場合の加算については、市場拡大再算定対象品に対する補正加算に準じることとし、市場規模に基づき傾斜配分を行うこととする。【次々回の薬価改定時に実施】

第3 その他

- (1) 現在の薬価制度においては、競合品のない新薬でも薬価が下落する状況にかんがみ、特許期間中の新薬の薬価改定方式について、新薬や特許期間終了後の薬価の在り方も含め、平成20年度薬価制度改革以降、引き続き総合的な検討を行うこととする。
- (2) 薬価改定の頻度については、「医療用医薬品の流通改善に関する懇談会」の 緊急提言を踏まえた流通改善の状況に関して適宜報告を受け、平成20年度薬 価制度改革以降、引き続き検討を行うこととする。
- (3) 後発品の薬価基準収載頻度については、今後の後発品使用の普及状況を見つつ、平成20年度薬価制度改革以降、引き続き検討を行うこととする。
- (4) 今後、後発品の流通量が増大すると想定されることから、その価格及び数量 を適確に把握できるよう、薬価調査を充実させることとする。【平成20年度 実施】

(別紙)

現行の要件及び加算率

●画期性加算(50~100%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 臨床上有用な新規の作用機序を有する こと。
- ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性 を有することが、客観的に示されていること。
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。

●有用性加算(I)(25~40%)

画期性加算の3つの要件のうち2つの要件を満たす新規収載品

●有用性加算(II)(5~20%)

次のいずれかの要件を満たす新規収載品

- イ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性 を有することが、客観的に示されているこ と。
- ロ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、 客観的に示されていること。
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。

●小児加算 (3~10%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 又は当該効能及び効果に係る用法及び用 量に小児(幼児、乳児、新生児及び低出生 体重児を含む。)に係るものが明示的に含 まれていること。
- ロ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 に係る薬理作用類似薬(当該効能及び効果 に係る用法及び用量に小児に係るものが 明示的に含まれているものに限る。)がな いこと。

改正案

●画期性加算 (7<u>0~1_20%</u>)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 臨床上有用な新規の作用機序を有する こと。
- ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性 を有することが、客観的に示されていること。
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品 の対象となる疾病又は負傷の治療方法の 改善が客観的に示されていること。

●有用性加算(I)(35~60%)

画期性加算の3つの要件のうち2つの要件を満たす新規収載品

●有用性加算(II)(5~30%)

次のいずれかの要件を満たす新規収載品

- イ 臨床上有用な新規の作用機序を有する こと。
- ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性 を有することが、客観的に示されていること。
- ハ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、 客観的に示されていること。
- 二 当該新規収載品により、当該新規収載品 の対象となる疾病又は負傷の治療方法の 改善が客観的に示されていること。

●小児加算(5~20%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 又は当該効能及び効果に係る用法及び用 量に小児(幼児、乳児、新生児及び低出生 体重児を含む。)に係るものが明示的に含 まれていること。
- 口 当該新規収載品の比較薬が小児加算の 適用を受けていないこと。

●市場性加算(I)(10%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 薬事法第77条の2の規定に基づき、希 少疾病用医薬品として指定された新規収 載品であって、対象となる疾病又は負傷に 係る効能及び効果が当該新規収載品の主 たる効能及び効果であること。
- ロ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 に係る薬理作用類似薬がないこと。

●市場性加算(II)(3%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 が、日本標準商品分類に定められている薬 効分類のうち、市場規模が小さいものとし て別に定める薬効に該当すること。
- ロ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 に係る薬理作用類似薬がないこと。

●キット加算 (3%)

当該キット製品が次のいずれかの要件を 満たす場合

- (イ) 既収載品(キット製品である既収載品 を除く。以下この号において同じ。)を 患者に投与する場合に比して、感染の危 険を軽減すること
- (ロ) 既収載品を患者に投与する場合に比して、調剤時の過誤の危険を軽減すること
- (ハ) 既収載品を患者に投与する場合に比して、救急時の迅速な対応が可能となること
- (二) 既収載品を患者に投与する場合に比して、治療の質を高めること

●市場性加算(I)(10~20%)

次の要件を全て満たす新規収載品

- イ 薬事法第77条の2の規定に基づき、希 少疾病用医薬品として指定された新規収 載品であって、対象となる疾病又は負傷に 係る効能及び効果が当該新規収載品の主 たる効能及び効果であること。
- 口 当該新規収載品の比較薬が市場性加算 の適用を受けていないこと。

●市場性加算(II)(5%)

次の要件を全て満たす新規収載品

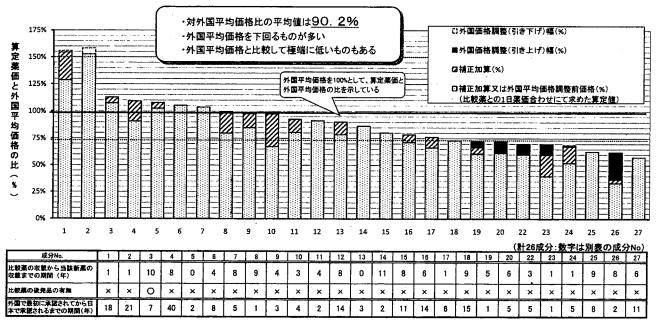
- イ 当該新規収載品の主たる効能及び効果 が、日本標準商品分類に定められている薬 効分類のうち、市場規模が小さいものとし て別に定める薬効に該当すること。
- 口 当該新規収載品の比較薬が市場性加算 の適用を受けていないこと。

●キット加算 (5%)

当該キット製品が次のいずれかの要件を 満たす場合<u>(既収載品のキット製品と比較して、キットの構造、機能に新規性が認められるときに限る。</u>)

- (イ) 既収載品(キット製品である既収載品を除く。以下この号において同じ。)を 患者に投与する場合に比して、感染の危 険を軽減すること
- (ロ) 既収載品を患者に投与する場合に比して、調剤時の過誤の危険を軽減すること
- (ハ)既収載品を患者に投与する場合に比して、救急時の迅速な対応が可能となること
- (二) 既収載品を患者に投与する場合に比して、治療の質を高めること

類似薬効比較方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成20年4月~平成21年9月収載分)(グラフ)



〇類似薬効比較方式により算定された新薬の成分数:全48成分

		L 联当队分No	1 水分数
【きぞ外国価	格(工に該当するものを除く)のあるもの	1~20, 22~27	26
	格はあるが、1ヶ国のみの価格である等、価格の比較対象 ・適切と考えられ、引き上げ対象外とされているもの	21, 28~32	6
皿. 外国価	格のないもの	33~48	16
	外国と比べて日本の承認が最も早いもの	33~35, 38, 39, 42, 44, 45	8
	外閣で同一成分の承認はあるが、日本と同一の規格が無い等、比較 できないもの	36、37、40、41、43、 46~48	8

〇上記グラフの28成分の算定薬価の対外国平均価格比の平均値 - 90.2%

類似薬効比較方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成20年4月~平成21年9月収載分)

別表

1	最四名	1 1	其定方式	比較蒸		加		T	加賀	要件		収載時票	収載時業価		外国的	B 排		注	外国で最
0 1				皇日名	後発品の 有期	-			性·安全	方法の改善	による概	価/外国 平均価格	(PS)	*	*	独	44	(外国平均価格調整につ いて)	に承認さ てから日 で承認さ るまでの! 間(年)
,	ラランタール錠100mg (抗でんかん薬との併用薬)	ĦΙ	外国(下)	トピナ錠100mg	×	5. 15	有用性(Ⅱ) 小児加算			0		153.2%	267.40		229.80	106.40	187.60	外国平均価格を上回る機 格と下回る規格が運在し ている観測に該当	18
1	ナークレキサン皮下注キット2000IU (静脈血栓塞性症の発症抑制薬)	35 1	外閣(下)	アリクストラ皮下注2.5mg	×	r			-			152.8%	1,037		737	640	659		21
1 2	E リスパダール コンスタ筋生用25mg (統合失調応用薬)	類 1		リスパダール鍵2mg/リス パダールOD鍵2mg	0	5	有用性(Ⅱ)				Ö	112.7%	23,520	29,207	14,843	21,685	17,770		7
1	5 クロザリル線100mg (治療抵抗性統合失興症用薬)	M I		セロクエル100mg盤	×	20	有用性(Ⅱ)			0		109.1%	300.60	621.50	157.50	212.50	111.00		40
P	スーテントカプセル12.5mg (機治切除不能又は転移性の脊軽機癌、イマテニブ移抗性の消化管耐質腫瘍用薬)	算工		ネクサバール解200mg	×	5	有用性(Ⅱ)			0		107.7%	8,546.30	7,782.50	6,755.50	9,288.30			2
P	ミコンビ配合館AP (高血圧 使用薬)	35 1		①ミカルディス雑40mg ②ダイクロトライド親25mg (①と②の組含せ)	×							105,3%	157.30	228.00	72:50	189.20	108.00		8
13	E アピドラ注カート (インスリン療法が適応となる糖尿病用薬)	I RO		ヒューマログ注カート	×	_					-	103.8%	1,596		1,058	2,018			5
r	5 インテレンス錠100mg (HIV-1感染症用薬)	Ø I		レスクリプター酸200mg	×		有房性(Ⅱ)、 市場性(Ⅱ)			0		99.6%	619.80	693.20	551.70				1
ľ	スプリセル競50mg (イマチニブ経抜性の慢性骨髄性白血病、 再発又は雌地性のフィラデルフィア染色体 頑性急性リンパ性白血病用薬)	# !		グリベック鏡100mg			有用性(II)、 市場性(I)			0		97.9%	10,793.30	9,527.80	8,688.80	14.294.10	11,602.40		3
13	マクジェン硝子体内注射用キットO. 3mg (中心高下級稀膜新生血管を伴う加齢質期 変性症用薬)	및 1		ピスダイン静注用15mg			有用性(I)、 市場性(I)	0		0		97.6%	123,457	133,728	115,136	138,372	118,957		4
P	タングナカプセル200mg (イマチニブ抵抗性の慢性期又は移行期の 慢性骨酸性白血病用薬)	類1		グリベック蒙100mg	×	5. 10	有用性(II)、 市場性(I)			0		92.7%	5,396.70	5,986.10	4,344.00	7,145,40	5,814.10		2
Å	ファムビル錠250mg (帯伏癌疹用薬)	Z I		バルトレックス錠500	×	_						91.5%	562.90	615.00					14
73	ルセンティス類子体内注射液2.3mg/0. 23mL (中心富下原格顕新生血管を伴う加齢質斑 変性虚用薬)	pi i		マクジェン研子体内注射 用キット0.3mg	×	15	有用性(Ⅱ)			0		90.3%	176,235	255,938	152,240	202,210	170,619		3
P	ラジレス能150mg (高血圧症用薬)	ЯI		ニューロタン袋50mg	×		L					86.5%	168.00	270.70	118.70	195,10			2
内	コディオ配合版EX (高血圧症用薬)	類!		①ディオバン錠80mg ②ダイクロトライド酸25mg (①と②の組含せ)	×							80.2%	139.30	255.90	117.40	195.30	128.40		11
*	ディフェリンゲルO. 1% (尋常性ざ趣用薬)	1 100		ダラシンTゲル1%	×	10	有用性(Ⅱ)	0				78.5%	117.70	379.90	56.70	128.50	34.90		14

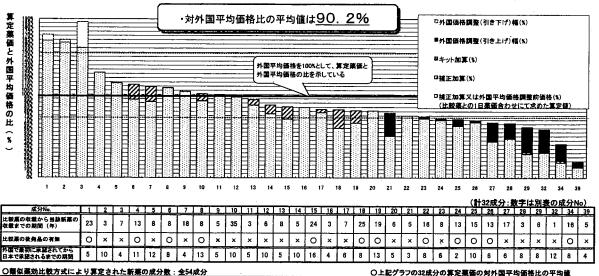
成书	品目名		算定方式	比較英		ino	加莱	T	加加	要件	 収載筹集	収載時票価		外国经	5#6		注	外国で最初
分和				品目名	後先品6 有無	*				等の治療 方法の改 善	価/外国 平均価格	(M)	*	X.	独	14	(外面平均価格調整につ いて)	に承認され てから日本 で承認され るまでの判 間(年)
17 8	ストラテラカブセル25mg (小児期における注意欠陥/多助性障害用 薬)	類!		コンサータ錠18mg	×	10.	有用性(Ⅱ)、 小児加算			0	76.2%	398.10	445.40	384.10	737.20			6
18 🕫	レメロン錠15mg/リフレックス錠15mg (うつ病・うつ状態用薬)	SE I		①パキシル复10mg ②トレドミン錠25mg (①と②の平均)	×						73.0%	169.30	268.00	105.80	391.90	62.10	最高価格の独国価格は、 最低価格の5倍を上回る ため、外国平均価格の算 出からは除外	15
19 /	プリジスタナイーブ第400mg (HIV郵発産用薬)	D I	外国(上)	レクシヴァ錠700	×	10	市場性(I)	 			72.3%	921.90	1,733.00	818.90				1
20 p	ホスレノールチュアブル第500mg (選折中の慢性腎不全患者における高リン 血症の改善薬)	Ø I	外国(上)	フォスブロック鏡250mg/ レナジェル錠250mg	×	\dagger					72.1%	286.60	558.70	272.60	408.00	351.40		5
21 2	プシン野注用4.5 (敗血症、肺炎、腎盂腎炎、複雑性膀胱炎 用薬)	⊒i i		①タゾシン酢注用2.5g ②ペントシリン注射用2g (①と②の組合せ)	×	10	小児加算				71.2%	2,668	2,794	3,537	5,179	3,472	外職平均価格を上回る規 格と下圏る規格が混在し ている製剤に該当	16
22 2	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0、8mt。 (関節リウマチ用薬)	Ø I	外国(上)	エンブレル皮下注用25mg	×	T					70.0%	71,097	86,236	81,868	142,694	95,441		5
23 P	アイゼントレス錠400mg (HIV感染症用薬)	I 🗮	外國(上)	プリジスタ第300mg	×		有用性(I)、 市場性(I)	0		0	69.9%	1,510.40	1,850.00	2,470.50				1
24 pt	カデュエット配合館4書 (高血圧症又は狭心症と、高コレステロール 血症又は常族性高コレステロール血症のは 発用薬)	1	外国(上)	リピトール業tomg	×	30	有用性(Ⅱ)			0	68.8%	183.20	420.10			112.70		5
25 91	ルミガン点観液O. 03% (緑内障及び高観圧症用薬)	M I		タプロス点観液0.0015%	×						62.8%	960.00	3,221.20	566.40	1,408.00	919.50	類Ⅱによる算定のため対 象外	8
8 P	タイケルブ記250mg (HERZ通剰発現が確認された手術不能又は再発乳癌用薬)	M I	外国(上)	ハーセプテン注射用150	×	10	有用性(1)			0	62.3%	1,620.70	2,343.20	2,056.70	3,360.90	2,647.00		2
7 P	アマージ錠2. 5mg (片頭痛用薬)	ĦΙ		レルパックス鍵20mg	×	Т					57.4%	900.30	2,720.00	956.70	1,772.90	B22.30	頭 II による算定のため対 象外	11
8 1	タプロス点理液0.0015% (緑内障、高曜圧症用薬)	MI		トラパタンズ点根液 0.004%/キサラタン点程法	×						56.6%	960.00			1,695.20		類正による算定のため対 象外	0
19 91	メノエイドコンピパッチ (更年期障害及び卵巣欠落症状に伴う血管 運動神経系症状用薬)	SE I		①エストラーナテーブ 0.72mg/エストラダーム貼 付0.72mg ②/アルテン 錠(5mg)/ブリモルトN (①と②の組合せ)	×	5	有用性(Ⅱ)			0	51.7%	372.30	720.40				1カ国のみ(※米国)のため対象外	11
16 PA	ジュリナ館(). 5mg (更年期障害等に伴う血管運動神経症状用薬)	A I		ディピゲル1mg	×						36.6%	63.70	173.90				1カ国のみ(※米国)のた め対象外	o
ii p	サレドカプセル100 (再発又は競治性の多発性骨髄腫用薬)	類Ⅰ		ベルケイド注射用3mg	×	5.	有用性(II)、 市場性(I)		- · · - ·	0	33.2%	6,570.40	19,775.90				1方国のみ(※米国)のた 的対象外	5
2 内	ジスロマックSR成人用ドライシロップ2g (急性気管支炎、踏炎、慢性呼吸器病変の 二次感染用等用薬)	DE I		ジスロマック麓250mg	×	5	有用性(11)			0	32.9%	2,103.00	6,399.80				1カ重のみ(※米国)のた め対象外	4

成	及 品 自 名	,	草定方式	比較薬		加		T		要件		収載時業	収載時業価		外區	価格		注	外国で最初
分 No ii	写 (主な適応症) 類			基自名	後無品の 有無	事		① 理床上有 用な新規 の作用機 序	性·安全	(3) 対象疾病 等の治療 方法の改 要	による医	価/外国 平均価格	(円)	*	×	*	44	- (外国平均価格関整について)	に承認され てから日本 で承認され るまでの期 間(年)
33 (内 ロナセン製4mg (統合失調症用薬)	類豆		①ルーラン製8mg ②セ ロウエル鍵100mg ③ジブ レキサ鍵10mg (①~③の平均)	×								145.00						0
34 [内 グレースピット望50mg (咽頭・喉頭炎、扁桃炎、急性気管支炎、肺炎、膀胱炎、腎盂腎炎等治療薬)	III.		スオード鍵100	×								228.00						0
35 5	1. タリムス点眼液O. 1% (要季カタル治療薬)	ŢΙ		パピロックミニ点眼液0.1%	×	10	市場性(I)						9,383.20						0
36 5	内 イルベタン錠100mg/アパブロ錠100mg (高血圧使用薬)	ÆΠ		ミカルディス錠40mg	×								154.20						11
37	生 ポプスカイン0. 75%注150mg/20mL (新後鎮痛、硬旗外麻酔用薬)	ЯI		アナペイン注7.5mg/mL	×	5	市場性(Ⅱ)						1,161						9
38 (内 イリポー錠5 μg (男性における下痢型過敏性細症検算用 薬)	31	 	コロネル錠500mg/ポリフ ル錠500mg	×	5	有用性(Ⅱ)	0					141.10						0
39 %	生 アトワゴリバース静注シリンジ3mL (非原分極性筋強緩剤の作用の指抗角高)	3 1		①ワゴスチグミン注0.5mg ②アトロピン破離場注 0.5mg「タナベ」 (①と②の組合せ)	×	5	市場性(Ⅱ)					-	404						0
40 3	ナゾネックス点鼻液50 g g 55 g 葉用 (アレルギー性鼻炎用薬)	M I		フルナーゼ点鼻液50 μ ≰28鳴霧用	0	T							1,947.40	-					11
41 F	内 ウェールナラ配合館 (開経後青種配症用薬)	篇1		①ジュリナ製0.5mg ②プロベラ (①と②の組合せ)	×	1							157.50						3
42 F	内 トレリーフ線25mg (レポドパ含有製剤に他の抗パーキンソン 病薬を使用しても十分に効果が得られな かった場合のパーキンソン病用薬)	雅山		エフピー線2.5/エフピー OD線2.5	0	5	有用性(Ⅱ)			0			1,084.90						0
43 7	カード配合錠HD (高血圧使用薬)	A I		①プロプレス設ま ②ダイクロトライド第25mg (①と②の組合せ)	×								163.70						11,
44 F	オパテオ製1mg/リカルボン製1mg (青電単度用薬)	3 I		アクトネル錠2.5mg/ベ ネット錠2.5mg	×								135.50						0
45 P	オラベネム小児用細数10% (競炎、中耳炎、副鼻腹炎用薬)	I R		メイアクトMS小児用細粒 10%	0	15	有用性(II)、 小児加算			0		-	580.90						0
46 9	内 クラビット錠500mg (電路・摩路炎、急性気管支炎、肺炎、膀趺 炎等用薬)	ЯI		クラビット鍵(100mg)	×	5	有用性(1)			0			547.20						12
47 9	ト アラミスト点鼻液27.5 μg56境霧用 (アレルギー性鼻炎用薬)	A I		ナゾネックス点鼻液50 μ g56噴霧崩	×							·	2,032.70						2
48 7	ト アズマネックスツイストヘラー100 μ g 60個人 (気管支端息用薬)	M II		オルベスコ200 # gインへ ラー56吸入用	×		キット加算						2,547.20						9

⁽注1)算定方式機の「頭 I」、「頭 I」、「頭 I」、「頭面」及び「規格」は、それぞれ、「頭似薬効比較方式(I)」、「頭似薬効比較方式(I)」、「原価計算方式」及び「規格問題型」の各算定方式を表す。また、外面(上)及び外面(下)は、それぞれ、外面平均価格関制による引上げ及び引下げを表す。 (注2)加算要件機の①、②及び③は、補正加算である面類性加算又は有用性加算(I)の要件(面期性加算は3要件すべて。有用性加算(I)はいずれか2つ)であり、また、②、③及び④は有用性加算(II)の要件(いずれか1つ)である。

平成20年度制度改革前(H18·19年度)

類似薬効比較方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成18年4月~平成19年12月収載分)(グラフ)



カテゴリー 外国価格(IIに映当するものを除く)のあるもの 外国価格はあるが、1ヶ国のみの価格である等、価格の比較対象 ては不適切と考えられ、引き上げ対象外とされているもの 族当成分No 上記グラフ 30、31、33、 35~38 成分数 40~54 40~54 40, 41, 47, 48, 51, 52 42~46, 49, 50, 53, 54 外国価格のないもの 15 外国と比べて日本の承認が最も早いもの 外国で同一成分の承認はあるが、日本と同一の規格が無い等、比較できないもの

〇上記グラフの32成分の算定薬価の対外国平均価格比の平均値 =90.2%

1

類似薬効比較方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成18年4月~平成19年12月収載分)

別表

校 报			厚定方式	比較深		700	加算	1	加賀	要件	 収載時票	収斂時要価		外国	備格		注	外国で最初に	個々の世
分形類	1	i		品B名 ·	接飛品 の有無	#			心 高い有効 性・安全 性	等の治療	每/外国	(門)	*	*	in the	(A	(外国平均価格調整につ いで)	承認されてから 日本で承認され るまでの期間 (年)	のH204 薬価改
1 71	トミケランLA点理液2% (緑内律、高曜圧産治療薬)	71	外国(下)	ミケラン 卓磁液2%	0			T			164.0%	660.90	·	-		403.00		5	
2 19	リレキップ錠2mg (パーキンソン病用薬)	A I	外国(下)	ピ・シフロール鏡0.5mg		T					161.6%	382.70	235.90	235.40	343.00	132.20		10	-
3 PA	9 サーディカン線0. 75mg (心移植における極絶反応の抑制薬)	# 1	外国(下)	セルセプトカプセル250		T					155.5%	1,690.50			1,311.20	863.00		4	
4 17	イトリゾール内用液1% (カンジダ国による感染を用薬)	I II		イトリゾールカブセル\$0	0	T					126.2%	113.20	108.10	87.90	93.10			11	
5 14	プレミネント貸 (富血圧症用薬)	ÆΙ		①ニューロタン銀50 ②ダイクロトライド製25mg (①と②の組合せ)							113.7%	190,00	217.30	135.70	191.50	123,70		12	-
	コムタン配100mg (パーキンソン網における症状の日内変 動の改善薬)	SM I		エフピー袋2.5	0	30	有用性(1)	0		0	111.9%	218.20	275.60	129.70	230.20	144.20	,	8	
1	リマパート皮下注用10mg (先端巨大産におけるIGF-1(ソマトメジン- C)分泌過剰状態及び物症状の改善薬)	I IE		サンドスタチン注射液100 μg		25 10	有用性(I)、 市場性(I)	0		0	109.4%	12,872	10,487	10,805	14,003	11,781		. 4	
	ディビゲルTmg (更年期稼蓄及び卵巣欠落症状に伴う血 管理動神経症状用薬)	I III		エストラゲーム貼付0.72 mg/エストラーナ	0						108.0%	84.50		50.20	102.10	26.80		13	
L	コペガス数200mg (C型慢性肝炎におけるウイルス血症の 改善薬)	SS I		レベトールカプセル200mg							103.6%	805.20	1,029.00	594,90	849.80	838.50		5	
-17	アルチバ酔注用2mg (全身審酔の導入及び維持における機構 高)	A I		フェンタニル注射液の1mg 「三共」		10	有用性(正)			0	101.0%	2,534	3,159	2,149	2,221			10	
1	リプレガル点演師注用3, 5mg (ファブリー病用薬)	類I		ファブラザイム直通静注用 35mg							100.2%	357,307			358,707			5	
	アポネックス航注層シリンジ30 µg (多異性硬化症の再角予防用薬)	類【		ベタフェロン皮下注		Ш	キット加算				99.4%	39,890	44,007	35,687	47,275	33,487		10	
	ゼチーア競10mg (裏コレステロール血療治療薬)	類!		コレバイン最500mg		Ш	有用性(Ⅱ)			0	94.0%	250.90	337.30	209.80	277.30	243.70		5	
	(朝廷後乳瘟用薬)	頭 1		アリミデックス鍵			有用性(Ⅱ)			0	87.7%	687.50	935.80	596.40	767.50	838.80		10	
	バルミコート吸入液0.5mg (気管支端息用薬)	78 1		インタール吸入液	L.	15	有用性(Ⅱ)			0	85.6%	346.80	654.70	328.20	326.80	310.40		16	
Τ	レベミル注300 (梅鏡型インスリンアナログ製剤)	見!	<u> </u>	ランタス注オプテクリック 300	×						84.9%	1,841		1,838	2,514	2,152		4	
	フルダラ錠10mg (係悪性度5細胞性非水ジキンリンパ屋、 マントル組織リンパ屋用菜)	A I		フルダラ静注用50mg			有用性(Ⅱ)			0	82.5%	3,688.20		4,151.50		4,785.60		ð	
Ш	プラビックス能75mg (建血性脳血管障害後の再発抑制薬)	∄ l		パナルジン鏡	L	L	有用性(I)		0	Ō	82.2%	289.60	495.20	253.20	367.60	292.80		8	
	(麻酔時の筋強緩、気管操管時の筋強緩 薬)	A I		マスキュラックス静注用1 Omg	0	15	有用性(亚)			0	81.2%	1,083	1,972	696				13	-
P	シングレア総数4mg/キブレス総数4mg (1歳以上6歳未満の気管支稽息治療薬)	ДĮ I		シングレアチュアブル奴5 /キブレスチュアブル殺5							80.8%	268.80	435.30	212.20	350.90			5	

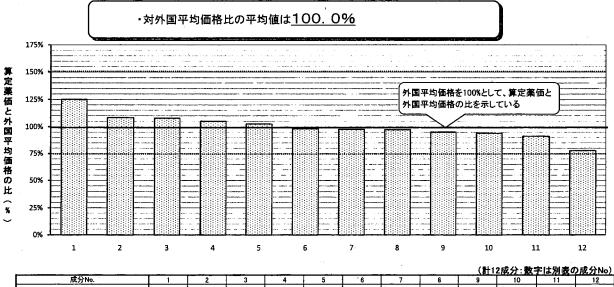
破り	全 显 8 名	1	草定方式	比較	28		ħ0	加算		加票	要件			収載時票価	Γ	外国	価格		達	外国で最初に	
No 1	B			品目名			其本		(1) 臨床上有 用な新規 の作用機 序	性·安全	•	④ 製剤工夫 による歴 根上の有 用性	価/外国 平均価格	(円)	· #	¥	1 0	(L	(外国平均価格調整につ いで)	承認されてから 日本で承認され るまでの期間 (年)	薬価改定に
21 5	内 タルセバ錠150mg (切除不差な再発・進行性で、がん化学療 法施行後に増越した非小和的肺癌用薬)	∰ I	外国(上)	イレッサ袋250		×	5	有用性(11)			ō		78.1%	10,513.00	14,336.70	12,812.90	14,117.40	12,572.80		3	-1.58
22	主 フォリスチム注50 (無算原及び希角排原における排卵誘発 用薬)	A i		フェルティノームP	ŧ	0			ļ				75.0%	3,070		4,050	4,254	3,959		8	-4.01
23 9	トラバタンズ点理液0.004% (経内厚、高眼圧症用薬)	# 1	外国(上)	キサラタン点聴液	_	•	T						73.8%	1,002.80		1,022.80	1,799.50	1,251.30		6	-1.91
24 F	内 ベシケア錠5mg (厚意切迫感、頻原及び切迫性尿失常用 薬)	5 1	外国(上)	バップフォー錠10		0		•					71.5%	201.60	382.00	186.30	277.60			2	-4.41
25 9	ト パタノール点眼流0. 196 (アレルギー性難謀炎用薬)	A 1	外国(上)	ザジテン点罐液	-	0							70.9%	204.30	1,897.20	168.60	492.50	202.90	最高価格の米国価格は、 最低価格の5倍を上回る ため、外国平均価格の算 出からは除外	10	-3.82
26 9	内 デトルシトールカプセル4mg (尿電切迫感、頻尿及び切迫性尿失禁用 薬)	# I	外国(上)	バップフォー錠10		0							69.7%	204.30	377.90	209.80	291.30			6	-4.16
27	主 ネスプ格注用30 μ ε シリンジ (透析施行中の腎性黄血治療薬)	A I	外面(上)	エスポー注射液30 ンジ	000シリ		7						67.0%	8,033		10,436	15,031	10,481		6	~1.08
28	全イトリゾール注1% (アスペルギルス属等による真画血産等 用薬)	Ø I	外国(上)	プロジン静造液200			5 1	有用性(Ⅱ)			0		66.2%	14,678	24,798	14.257	27.467			8	-3.69
29 \$	マ セレコックス級100mg (開節リウマチ、変形性関節症の消炎・領 痛薬)	1 0	外屋(上)	モービック錠10mg		ľ	5 1	有用性(Ⅱ)			0		61.4%	83.70	237.00	77.60	157.80	73,10		8	-4.185
30 P	ジェイゾロフト数25mg (うつ病・うつ状態、パニック障害用薬)	Ħ I		パキシル錠10mg			1						60.8%	137.20	328.10		-	123.50	規格間で引き上げと引き 下げが混在しているため 対象外	16'	-10.061
31 2	全 EOB・プリモビスト注シリンジ (磁気共鳴コンピューター新層撮影用肝理 環境影用)	西丁		リゾビスト注		× 1		有用性(Ⅱ)、 キット加算			0		59.6%	20,504			34,430		1カ国のみ(※独国)のた 的対象外	4	-0.821
32 P	トピナ戦100mg (他の抗てんかん薬で十分な効果が配め られないてんかん最者の部分発作に対す る抗てんかん薬との併用薬)	5 1	升國(上)	ガバベン袋200mg	•								58.5%	171.60		213.20	465.50	201.20		12	-1.759
33 P	ウブリジスタ錠300mg (HIV感染症用薬)	# I		レクシヴァ線700		* 2	20 1	有用性(Ⅱ)			0		48.6%	433.60	891.80				1力国のみ(※米国)のた め対象外	1	-0.781
34 P	ガパペン鏡300mg (てんかん部分発作用業)	SE I	外國(上)	デバケンR葉200/ カR錠200mg	セレニ	0 :		有用住(II) 市場住(II)			0		40.8%	53.00	198.40	108,70	121.80	91,30		8	-3.029
35 P	- パラクルード錠0.5mg (B型許支ウイルスの増度抑制薬)	類1		①ゼフィックス駅100 ②ヘブセラ袋10 (①と②の組含せ)	•	2	20 1	有用性(Ⅱ)			0		38.9%	1,058.10	2,720.90				1カ国のみ(※米国)のた め対象外	1.	-2.44)
36 9	アドエア100ディスカス (気管支権息用薬)	M I		①セレベント50ディ ②フルタイド100デ ス (①と②の観合せ)	スカス・イスカ		1						27.7%	3,086.00	11,077.40				1カ国のみ(※米国)のた め対象外	9	-3.851
37 2	E タケブロン静注用30mg (経口投与不可能な出血を伴う胃溃疡等 薬)	₽I		オメプラール注用20	0		1						20.7%	634	3,087				1カ国のみ(※米国)のた め対象外	2	-3.477
38 P	マララ錠50mg (高血圧症用薬)	難Ⅰ		ニューロタン錠50		T							19.9%	93.40	470.30			_	1カ国のみ(※米国)のた め対象外	5	-2.689

1	1

成投	& B 名	1 :	算定方式	比較	æ	- 13	to to	¥		加算要件		収載時業	収載時業価		外国	価格	_	注	外国で最初に	個々の新葉
成分 粉 粉 脂				基目名	数多の利		*	(1)	有高い	2) (3) 有効 対象部 安全 等の部	(4) 第 製剤工夫 歴 による医 改 療上の有 用性	価/外国 平均価格	(円)	*	¥	独	6 6.	(外屋平均価格調査につ , いて)	承認されてから 日本で承認され るまでの期間 (年)	のH20年度 薬価改定に おける改定 率
39 PA	エピリファイ錠6mg (統合失調症用薬)	A I	外国(上)	ジブレキサ袋10mg								18.7%	186.00	1,252.20	734.30				4	-3.44
40 PA	ユリーフカブセル4mg (前立顔配大産に伴う排尿障害用薬)	ØI.		ハルナールD錠0. 2	2mg (0 11	0 有用性	(II)		0			102.90						0	-4.66
	オゼックス点眼液0.3%/トスフロ点眼液 0.3% (ニューキノロン系抗電素)	1		クラビット点観波		5	小児加	*	1				154.70						0	-3.23
42 %	ロキソニンバップ100mg (プロピオン酸系満炎鏡痛薬)	āī		①モーラス30 ②ミルタックス (①と②の平均)		0	1		\top		<u> </u>		53.50						2	-5.051
43 PA	ポースデル内角液10 (消化管陰性造影薬)	描I		フェリセルツ		20	可用性	(II)		0			1,311.40						0	-3.481
44 91	ペガモックス点曜凉(0.5% (ニューキノロン系抗量薬)	ЯI	ļ	ガチフロ0. 3%点臓	液	\dashv	+			+	-		130.70						3	-2.911
45 PA	オキノーム散0.5% (疼痛を伴う各種癌における鎮痛薬)	# 1		オキシコンチン 錠20 m	mg								132.60						(※1)	-1.667
46 注	アドベイト注射用1000 (血液凝固第20因子欠乏患者の出血傾向 (物薬)	I (E		リコネイト1000		5	有用性	(II)		-			74,053						3	-0.251
47 注	ソナゾイド注射用 (肝臓療性病変造影薬)	A I		レポピスト注射用		31	有用性	(1)		0			13,338						0	-2.539
	ウリトス錠0、1mg/ステーブラ錠0、1mg (尿食切迫感、損尿及び切迫性尿失常用 薬)	m i		ベシケア雙5mg		1							100.80	,					0	-3.379
	ビジクリア製 (大展内視鏡検査の誇処産における器管 内容物の排除用薬)	∰ I		ニフレック		5							56.70						7	-3.359
50 H	オルベスコ200μgインヘラー56吸入用 (気管支端息用薬)	ЯI		キュバール100エア	y- () 3	キットな	I					2,380.70						3	-3.611
	ジェニナック線200mg (昭四-塚原炎、垂狭炎、急性気管支 炎、肺炎等治療薬)	舜i		アベロックス版400㎡	ng	15	有用性	(II)	T	0			296.50						0	-2.091
52 PA		a ı		ポンゾール錠200mg					1	1			468.40						0	-1.30X
	レグパラ製25mg (維持退析下の二次性副甲状腺製能亢進 症用薬)	# I		オキサロール注5gg	,	× 25	有用性	(1) Ó		0			554.90						4	-2.22%
	クラリチンドライシロップ1% (アレルギー性鼻炎、蕁麻疹、皮膚疾患(湿 疹・皮膚炎、皮膚そう痒症)に伴うそう痒用 薬)	# 1		クラリチン錠10mg/ク・ ンレディタブ錠10mg	ラリチ								265.80						(※2)	-2.86X

⁽注1) 算定方式機の「魔 I」、「魔 I」は、それぞれ、「類似薬効比較方式 $\{I\}$ 」、「類似薬効比較方式 $\{I\}$ 」の各算定方式を表す。 また、外面(上)及び外面(下)は、それぞれ、外面平均無格調整による引上付及び引下けを表す。 (注2) 加速果件機の①、②及び回は、積正加率である高級特也加速以は無性地加速 $\{I\}$)の要件(临期性加速 $\{I\}$ 年代で、 有用性加重 $\{I\}$ はいずれか2つ)であり、また、②、③及び④は有用性加重 $\{I\}$ の要件(いずれか1つ)となっている。

原価計算方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成20年4月~平成21年9月収載分)(グラフ)



成分No. 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 外国で最初に承認されてから日本で承認 11 10 7 2 1 3 8 16 2 3 2 5

1

〇原価計算方式により算定された新薬の成分数:全23成分

カテゴリー	該当成分No	成分数
Ⅰ:・・外国価格(Ⅱに該当するものを除く)のあるもの	1~12	12
II. 外国価格はあるが、1ヶ国のみの価格であり、価格の比較対象 としては不適切と考えられ、引き上げ対象外とされているもの	13	1
ΙΙ. 外国価格のないもの	14~23	10
外国と比べて日本の承認が最も早いもの	14~17, 21, 23	6
外国で同一成分の承認はあるが、日本と同一の規格が無い等、比較でき ないもの	18~20, 22	4

○算定薬価の対外園平均価格比の 平均値=<u>100.0%</u>

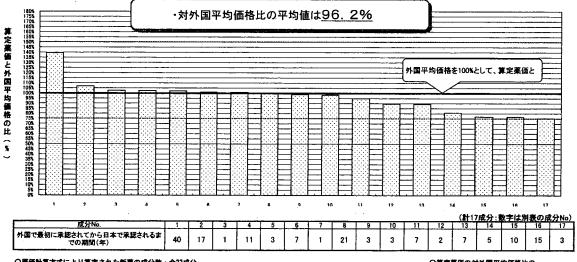
	& B &	成分名		重幼分類	主な効能	既存治療との比較等	वसम	#######	収载時基価	外国平均		外国(· 2	営業利益	1 H M-
10	A6 8 %	展が名		MX177 M	王华刘昭	成件治療との氏以母		/外國平均 仮格	(円)	が調子与	*	*	### ##	4	. *	阜(対平	
1	ノベルジンカプセル50mg	酢酸蓝鉛水和物	<i>P</i> 7393	解電射 【希少疾病用医薬品】	ウィルソン調治療	販存薬はペニシラミン、塩酸トリエンチン。 本剤は類吸収間客による新規作用程序。	対象外	125,1%	410.80	328.10			328.10			±0%	での8 11
Ź	タイロゲン筋注用0. 9mg	ヒトチロトロピン ア ルファ(遺伝子総換 え)	注799	を主目的としない医薬 品	捕術を施行された分	販等の参新方法は申状線ホルモン利の投与 の中断が必要。 本側の投与により甲状線ホルモン剤の投与を 中断することなく診断可能。	対象外	108.5%	102,849	94,795	103,032		86,560	-		±0%	10
3	ゾレア皮下注用	オマリズマブ(遺伝 子組換え)	注229	その他の呼吸器官用 項	息症状をコントロール	展存業は、経口ステロイド。 本料は、既存治療によってもコントロールできない配治の患者に対して一定の有効性が認められた。	対象外	107.9%	70,503	65,329		51,230	77,510	67,247	J	+10%	7
1	チャンピックス鍵1mg	パレニクリン酒石酸 塩	内798	値に分類されない治療 を主目的としない医薬 品	紧握辅助	既存基はニコチネルTTS。 本別はα482ニコチン受容体部分作動業で あるが、本受容体に対する推拡作用も許せも つことから、再吸煙での満足悪も抑制する陸 口薬。	对象外	105.0%	237.40	226.10	224.10	228.00				±0%	2
5	シーエルセントリ童150mg	マラピロク	#1625	抗ウイルス剤 [希少疾病用医薬品]	CCRS指向性HIV-1感 染症用薬		対象外	102.8%	2,278.80	2,221.10	1,844.40	1,901.30	2,917.70	2,221.10		+20%	
1	ナグラザイム点海静注液5mg	ガルスルファーゼ (遺伝子組換え)	注395	鮮来製料 【希少疾病用医薬品】	ムコ多雑症(収益)	既存治療は対理療法又は連血幹細糖移植。 本薬は新規療法となる酵素補充療法。	对象外	98,13	256,775	261,685	211,480		311,910			±0%	3
7	アポルブカブセル0. 5mg	デュタステリド	P1249	その他のホルモン剤 (抗ホルモン剤を含 む。)	前立摩尼大位	阪存治療はα1受容体運動薬や抗アンドロゲ ン高等の薬物療法および外科的手術。 本剤の5α運光療素随著は新規作用機序。	対象外	97.6%	208.50	211.60	361.80	108.90	232.50	143.00		+20%	-
8	ミコブティンカブセル160mg	リファブチン	内816	主として抗酸酸に作用するもの	雑核度、マイコパクテ リウム・アピウムコンプ レックス(MAC)控を含 む非核技性抗酸的 を、HV感染患者にお ける機種性MAC症の 発症抑制	版存集はリファンピシン等。 本剤は利ファンピシンと併用常息の抗HV展と 併用が可能。	対象外	97.3%	753.00	773.90	1,082.80	874.80		584.20		+10%	10
9	ネクサバール錠200mg	ソラフェニブトシル 酸塩	P3429	その他の建瘍用薬	極治切除不能又は転 移性の質細胞癌	既存治療としては、インターフェロン又はインターフィキン・2のサイトカイン製剤。 本別のRAFキナーゼ図書剤は新規作用機 序。	対象外	95.1%	5,428.20	5,703.30	5,360.00	5,228.50	6,489.00	5,735.60		+20%	2
i	レバチオ童20mg	シルデナフィルクエ ン酸塩		その他の推理器官用 薬 【希少疾病用嵌藻品】	肺動脈性肺高血圧症	既存案は、ベラブロストナトリウム、ポセンタン 水和物、エポプロステノールナトリウム。 本利のDPES阻害は新規作用提序であり、既 存案と比して役等が推奨される患者層が広 い。	対象外	94.1%	1,179.80	1,254.30	1,378.90	970.30	1,413.70			+20%	3
1	エクジェイド配通用錠500mg	デフェラシロクス	P)392	好事別	終血による慢性鉄道 刺症	医存薬は、注射用鉄キレート剤。 本剤は、連日の治療を可能とする経口の鉄キレート剤。	対象外	91.2%	4,824.30	5.070.60	6,493.80	3,847.20	5,541.90	4,399,60		+10%	2
	アービタックス注射液100mg	セツキシマブ(退伝 子組換え)	注429		除不能な進行・再発の 結晶・直接癌	成存属はベバスズマブ、オキサリブラチン、塩 酸イリノテカン。 本剤はCOFRを傾的として短痛相差の増殖を 直接記書する。	対象外	77.7%	35,894	46,178	64.512	30,576	43,447			±0%	5
	サイモグロブリン点海静注用2 5mg	抗ヒト胸腺細胞ウ サギ免疫グロブリン	注639	州	良性黄血、造血幹細 施移植の前治療、造 血幹細胞移植後の急 性移植片対信主病	既存治療は、再生不良性質血においてはシク ロスポリン及びATG製料の皮与、造血等組織 移植の約治療においては会身放射機解力 び化学機能の手限外層型、造血等組織等 機体の急性GVHDにおいては影情を買えつロ イド空事。 本剤は、造血等組織等機の前治療及び等場 後の急性GVHDにも有効なATG高剤。	対象外	68.9%	37,480	56.085	56,085				外面平均価格が1ヶ面(米面) のみの価格に基づき享出されることから、外面平均価格 調整の対象外。	±0%	24

No	品目名	成分名	1	薬効分類	主な効能	既存治療との比較等		权益两基值				外国	価格				外国で最初に発行	
							均価格	/外国平均 領格	(PI)	語格	*	¥	独	114		均(値)	に承認されてから日本 承認される	
	リコモジェリン点演 静 注用128 00	トロンポモデュリン アルファ (遺伝子組 換え)		血液凝壓阻止剤	汎発性血管内血液凝 固症(DIC)治療	既存案は、ヘパリン類、蛋白分解解素処害 類、A7世 製剤。 本期は、トロンビン活性阻害作用に加え、プロ テインの活性化による血液延期健止作用を有 する状況を選出して世界に先駆けて日本で開 発。	!		38,352							+30%	での基础	
	アートセレブ 結算数 手術用法 浄 灌漑液	ブドウ薯・塩化ナト リウム・塩化カリウ ム・塩化マグネシウ ム・塩化カルシウム 水和物・リン酸ニ水 環カリウム・炭酸水 素ナトリウム		その他の血液-体液用 薬	穿頭・開頭手術時の 洗浄及び神経内視鏡 手術時の灌漑	既存治療は、硬内製剤、あるいは生理支塩深またはリングル際による代用。	対象外		2,203							-5x	0	
16	パウェイ注25%	人血清アルブミン (遺伝子組換え)	注634	血液缺钙	ルブミン含成低下によ る低アルブミン血症及	版存棄は人血质由来アルブミン製剤。 本剤は穀物由来原料を使用しない組換え製剤であり、血原分面塑剤が消在的に持つ感 数性因子に対するリスクを回避できる。	対象外		9,602							±0%	0	
17	ルナベル配合鍵	ノルエチステロン・ エチニルエストラジ オール	内248	混合ホルモン剤	子宮内原症に伴う月 経動難症	既存治療は、避妊用ビルによる保険外使用。	对象外		332.90							±0%	0	
18	アログリセムカブセル25mg	ジアゾキシド	P1399	他に分類されない代謝 性順薬品	高インスリン血性低血 雑症	既存治療はグルカゴン、酢酸オクトレオテドの 注射鉱料。 本剤は長期使用が可能な軽口高で、国内ガ イドラインでは第1選択属として記憶。	对象外		251.80				,		使用実態が異なることから対象外。(海外では30年以上前泉外。(海外では30年以上前より使用されており、各国における価格の変勢や使用実績から得られた有効性・安全性情報による使用実態が異なると判断した)	±0%	36	
	ゼヴァリン イットリウム(^M Y)静 注用セット	イブリッモマブ チウ キセタン(遺伝子組 換え)、塩化イットリ ウム(^{FS} Y)	注429	その他の2000 (希少疾病用医薬品)	は雌治性の低悪性度	本剤は放射性核種で標識された抗体量剤で	対象外		2,533,477						外間では抗体のみが単体で 販売されており、参考となる 価格がないことから対象外。		(※1)	
	静注用セット	イブリツモマブ チウ キセタン(遺伝子籍 換え)、塩化インジ ウム(***In)	注430	放射性医薬品 【希少疾病用医薬品】.	イブリツモマブ チウキセタン(遺伝子植換え)の集積器位確認	本期はイブリツモマブ チウキセタン(遺伝子 結膜え)の巣機部位の確認に用いられる放射 性診断薬であり、販存診断法は存在しない。	対象外		1,787,49D						外属では抗体のみが単体で 販売されており、参考となる 価格がないことから対象外。	_	(¾1)	
21	ピレスパ観200mg	ピルフェニドン	内399	他に分類されない代謝 性医薬品 【希少疾病用医薬品】	特殊性胸鎖維症	展存治症はステロイド剤と免疫抑制剤の併用 が需定的な治療法。 本剤のサイトカイン歴生調節作用による抗維 能化作用は新規作用機序。	对象外		675.40							+30%	0	
22	ノーベルバール静注用250m s	フェノバルビタール ナトリウム	注113	抗てんかん剤 【希少疾病用医薬品】	かん重接状態	既存属に、筋注・皮下注のフェノバルビタール があるが、昭和32年に承認されたもの。 本有は新生型化けれれたを指数効能に持ち、 港加物を含まない静模注射用の準確乾燥製 剤である。	对象外		2,060						米、独は注射液、仏は液結乾燥製剤。いずれの国で販売されている穀剤も、本剤と規格 が異なるため、外国平均価格 調整の対象外。	±0%	ō	
23 1	レミッチカプセル2. 5μg	ナルフラフィン塩酸 塩	A 119	その他の中枢神経系用薬	る既存治療で効果不 十分なそう奪症の改	販売治療は抗ヒスタミン薬、抗アレルギー薬、 外用薬、養理剤等。 本剤の選択的オピオイドメ受容体作動作用 は新媒作用機序。	对靠外		1,745.10							+20%	0	

(※1) 抗体のみの製剤が、海外で2002年に承認されている。

平成20年度制度改革前(H18-19年度)

原価計算方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成18年4月~平成19年12月収載分)(グラフ)



○原価計算方式により算定された新薬の成分数:全23成分 カテゴリー I: 外国価格(互に該当するものを除く)のあるもの.

I. 外国価格はあるが、1ヶ国のみの価格であり、価格の比較対象 としては不適切と考えられ、引き上げ対象外とされているもの Ⅲ、外国価格のないもの 「新国正格でも本の承認が最も早いもの 外国で同一成分の未認はあるが、日本と同一の規格が無い等、比較できないもの 該当成分No 1~17

○算定薬価の対外国平均価格比の 平均値=96.2%

0

1

18~23 19, 21, 22 18, 20, 23

原価計算方式により算定された新薬の外国平均価格との比較(平成18年4月~平成19年12月収載分)

別表

wſ	2,	县 名	成分名	1	高効分類	主な効能	既存治療との比較等		収載時基価		が国平均領						外国で最初に対
l								均価格 調整	ノ外間平均 価格	(円)	**	*	×	独	144	i ii	聞されてから! で承認される:
1	ポリドカスクレロ	コール196注2mi	ポリドカノール	注332	止血剤 (一次性下放静脈瘤の 硬化連縮用温)	一次性下鉄静脈瘤(伏在静脈瘤 の本幹を除く)の硬化退縮	既存治療はポリドカノール(使内製料又は適応外 使用)、高径食塩液等。	対象外	139.4%	718	515			515			の期間(年 40
2	ニコチネルTTS	530	ニコチン	31.799	他に分類されない治療 を主義的としない医薬 品 (承増減助剤)	情理器疾患、呼吸器疾患、消化 器疾患、代謝性疾患等の基礎疾 患を持ち、医師により常性が必要 と診断された常理常思の強い或 提者が、医師の指導の下に行う 常理の補助	統存治療は緊境指導等。 本剤はニコチン健協療法のための製剤。	対象外	108.9%	401.80	376.00		288.30	463.60			17
	エラブレース点	海静注液6mg	イデュルスルファー ゼ(遺伝子組換え)	注395	酵素製剂 【希少疾病用医薬品】	ム□多輪座Ⅲ型用票	版存治療は達血神紀版の各種等の対象療法。 本期は患者において不足している酵素を補充する ことによる根本的治療法。	対象外	102.6%	385,303	375,622	375,522					1
4	ドキシル注20m		ドキソルビシン塩酸塩	注423	抗量項性抗生物質証 剤 (エイズ間違力ポジ内理 用薬) (青少疾病用医薬品)	エイズ関連カポジ内屋	版存治療は抗傷剤を用いた金身化学療法であるが、番抜功能(エイズ関連カポジ内閣)を取得している抗患剤はない。 本剤はドキソルビシンをリポリーム化した製剤。	対象外	102.4%	97,488	95,211	105,975	81,704	97,953			11
	アウドラザイム: Lignig	点消的注液	ラロニダーゼ(遺伝 子報換え)	注395	解素型剤 (ムコ多増産 I 型用薬) 【参少疾病用医薬品】	ムコ多器座「型	既存治療は対症療法又は進血幹経療移植。 本薬は斬規療法となる酵素補充療法。	対象外	102.2%	111,752	109,337	91,054		127,620			3
0	シサータ第18	Bmg	塩酸メチルフェニ デート	内117	精神神经后刺	小児期における注意欠陥/多動 性障害(AD/HD)治療薬	版存治療は、塩酸メチルフェニデート、ペモリン等 による風物治療や心理療法等。 本邦においてAD/HOに対する効能・効果を取得 している薬剤はない。	对象外	101.1%	338.60	333.10	480.90	233.20	394.00	244.20		7
7	マイオザイム点	海静注用50mg	アルグルコシダーゼ アルファ(遺伝子組 換え)	建395	蘇素製剂 (糖原病 I 型治療薬) [非少疾病用医薬品]	職隊書Ⅱ登	既存治療は対症療法。 本集は新規療法となる酵素補充療法。	対象外	100.9%	93,994	93,155	84,168		102,141			
,	グストロン注		塩化ストロンチウム (^M Sr)	注430	放射性医薬品	関形価息者における骨シンチグラ フィで環性像を呈する骨紅移部位 の疼痛緩和薬	既存治療は塩酸モルヒネやフェンタニル等による 薬物療法、外部放射線應射等。 既収量の放射性既異晶のづち、放射性核理が骨 に表現し、本剤と関係の放射線治療効果を示す薬 剤はない。	対象外	99.9%	22,786	22,800	31,239			14,360		21
1	ベルケイド注射)	用3mg	ポルテゾミブ	注429	その他の銀傷用薬 (再発又は政治性多発性骨軽限用薬) 【希少疾病用飲薬品】	再発又は政治性の多発性骨髄腫	既存治療は、多別併用化学療法、倉家遺血幹組 簡等値併用大量化学療法等。 ポルテゾミブのプロテアソーム図書作用は断規作 開機序であり、再発又は質治病を選応とする。	対象外	98,7%	168,348	170,513	149,898	180,176	201,484		迫し、外頭領は3.5mg1類 の衛格	3
	Pリムタ注射用 00mg		ペメトレキセドナトリ ウム水和物	注422	代謝扬扶利 (惠性胸頭中皮鹽用 薬)	恶性胸膜中皮 酸	既存治療は、アントラサイクリン系等の化学療法であるが、標準的な治療は確立されていない。 ベメトレキセドは実施に関係抗薬であり、シスプラ テン単界と比較してシスプラデンとの併用で生存 期間の弦量が報告されている。	封象外	98.3%	240,649	244,810	298,089	170,880	265,460			3
7	モダールカブ・	セル100mg	テモゾロミド	内421	アルキル化剤 (悪性神経膠腫用薬)		萩芹治療は季所、放射線療法、化学療法はビンク リステン等が用いられるが、生界期間の延長を辞 値できる機合はない。 千七リコミドはアルキル化剤であり、放射線療法 の上級はこよる生界期間の延長等が傷者されている。	对象外	94.9%	16,748.50	17,649.30	19,608.10	14,192.90	19,149.00			7
7	ラノンジー前は	E用250mg	ネララビン	注422	代別接抗剤 【希少疾病用医薬品】	パ性白血病・T細胞リンパ芽球性 リンパ亜用薬	既存治療は、複数の抗が人剤を用いた化学療法、放射線療法等。 接受対象療法等。 接対線療法等。 所見がよの選出のうち、再発又は総治性のT- ALL/T-LBLのみを適応とする薬剤はない。	対象外	89,4%	52,540	58,784	58,784					2

No. 2 1 4	成分名	T	要効分類	主な効能	既存治療との比較等		収量時票価		外国平均值			面格		注	外国で最初に承
						均価格	ノ外国平均 価格	(円)	格	*	¥	独	仏		認されてから日本 で承認されるまで
13 ブスルフェクス点演静注用80m g	ブスルファン	注421	アルキル化剤 (回租造血幹細胞移植 の前治療用薬)	同種連血幹級脆等種の前治療	販存の処理は全身放射線照射。 ブスルファンは全身放射線服射と並ぶ主要レジメ ンと位置づけられる。	对象外	89.3%	40,447	45,315	43,362	41,278	51,306			の期間(年) 7
14 アリクストラ皮下注2.5mg	フォンダパリヌクス ナトリウム	±333		高い、下鉄管形外科手術施行患 者における静脈血栓器栓症の発	既许爾政治療はヘパリン、ワルファリン。 本書は第X級子間書作用を示すものからレンピン 超書作用を示さない。全へかりと異なり、下肢 養お月料手板施行器者における静脈血栓富栓症 の角性即剛は新規効能。	对象外	80.7%	2,200	2,728	5,405	1,488	2.081	1,937		5
15 ベセルナクリーム5%	イミキモド	71629	その他の化学療法剤	尖速コンジローマ(外性器又は紅門周囲に限る)治療薬	既存治療は外科的療法による病質の除去。 本剤は病因ウイルスであるといくピローマウィル スに対して抗ウイルス効果を示す。	対象外	76.8%	1,136.00	1,479.50	2,650.30	988.80	1,331.60	947.20		10
16 モディオダール繋100mg	モダフィニル	内119	その他の中枢神経系所 高 (ナルコレプシーに伴う 日中の過度の駆気用 項) 【希少疾病用医薬品】	ナルコレプシーに伴う日中の過度 の概気	版存治療は生活指導又は富物療法(塩酸メチルフェニデート等)。 モダフィニルは米国の学会ガイドラインで爆爆温と されている。	対象外	76.6%	398.10	519.70	725.70	432.20	451.6D	469.30		15
17 アバスチン点演酢注用 400mg/18mL	ベバシズマブ(遺伝 子組換え)	注429	その他の壁傷漢 (治癒切除不能な進行・ 再発の結構・重編鑑治 療薬)		販存治療は塩酸イリノテカン、オキサリブラチン 等。 ベバシズマブの血管新生理書作用は新規作用機 序。	対象外	75.3%	191,299	254,080	321,475	206,328	234,438		,	3
18 ゴナールエフ皮下注用150	ホリトロピンアルファ (遺伝子軽換え)	注241		低下壺における精子形成の誘導	既存棄はテストステロン紅刺、hCG製剤、GnRH製剤。 剤。 ホリトロピンアルファ(FSH製剤)は新規作用機序。	対象外		10,438						海外は150Uの規格ない ため対象外	10
19 マグセント注100mL	破職マグネシウム・ ブドウ雑	注259	その他の泌尿生殖器官 及び肛門用薬 (切迫早産における子 宮収務抑制薬)	切迫早差における子宮収縮の抑 制	展存属は堆壁リトドリン(β-刺車薬)。 破験でグネシウムの子宮収離抑制作用は医学薬 学上公知。	対象外		2.250						米・英・独・仏での承認ないため対象外	0
20 アムビゾーム点海酔注用50mg	アムホテリシンB	注617	主としてカビに作用する もの (アスペルギルス顕等 による感染症、勇然性 好中球減少症用薬)	カンジタ症	既存業はアムホテリシンB、フルコナゾール等。 本類(アムホテリシンBのリボソーム製剤)は既存 治療職効例に対する有効性が示されている。	对象外	-	9,958				_		使用実施が真なることから対象外(治療対象となる患者に相違がある)	15
コイヌリード注	イヌリン	注722	振能被査用試薬 (糸球体ろ進量の消定 による腎機能検査剤 薬)		既存の腎機能測定法はクレアチニンクリアランス (Cor)。 イヌリンは、より正確に腎機能(糸球体ろ過差)を 測定することができる。	対象外		8,993	-					使用実施が異なることから対象外(米国では販売 中止されている)	0
2 フィズリン錠30mg	塩酸モザパブタン	P)213	合分泌症候解用薬) 【希少疾病用医薬品】	による抗科原ホルモン不適合分	販存治療は水分割機療法、高径食塩水等。 他に治療薬がなく、塩酸モザパブタンのパソプレシ ン受容体推試作用は新規作用機序。	対象外		8,734.40						米・英・独・仏での承認ないため対象外	0
23 アンカロン注 150	塩酸アミオダロン		(生命に危険のある不 養脈(心室細動、血行	生動に危険のある下配の不整線 で難論性かつ緊急を裏する場合 心室細胞、血行動態不安定な 心室網拍	既不得似治療は複雑シクロール、塩酸・フェカラントであるが、行めの抗不要原施が集めかなに使用でない場合に関連されている。 でない場合に関連されている。 本源は収存通のドチンネルを新作用、月 天安 特定値が用に近、 は及びGマナンネル即制作 用を寄せ待ち、進むでは多利用効率の原定はない。	対象外		3,139				-		使用実際が異なることから対象外。(英・独における効能・効果は、患者数の多い心房細数・心房 相動も含む、米国における販売量は、後発医薬 シェン注射対象体に比較し 極端に少ない)	31

21. 9.18

平成20年度薬価制度改革後における 補正加算の適用状況等について

		ページ
1.	平成20年度薬価制度改革前後における加算率(A)の適用 状況の比較	1
2.	有用性加算の適用状況について (平成20年4月~平成21年9月収載分)	3
3.	市場性加算の適用状況について (平成20年4月~平成21年9月収載分)	4
4.	小児加算の適用状況について (平成20年4月~平成21年9月収載分)	5
5.	キット加算が適用された新薬・報告品目・後発品について (平成20年4月~平成21年9月収載分)	6
6.	原価計算方式における標準的な営業利益率以外の率の 適用状況について(平成20年4月~平成21年9月収載分)	7
7.	新医薬品の薬価算定の状況	8
8.	画期的新薬等に適用される補正加算等の推移について	9

平成20年度薬価制度改革前後における加算率(A)の適用状況の比較 (平成18年度薬価制度改革以降、平成21年9月薬価収載分まで)

- ・薬価制度改革後の有用性加算においては、加算率5%の成分が多いが、既存品を 改良したものが多かった。
- ・原価計算方式における革新性、有用性等に応じた評価の導入により、10成分に 加算が、1成分に減算が適用された。
- ・小児加算及び市場性加算の対象成分数は増加傾向であり、また、小児加算の加算 率は増加傾向にある。

1. 新薬の革新性や有効性等に係る加算率の適用状況を制度改革前後で比較

1)類似薬効比較方式

○画期性加算 (A=50~100% → A=70~120%に引上げ)

○有用性加算(I)(A=25~40% → A=35~60%に引上げ)

〇有用注加昇(11,	/ (A -	5~20% →	$A = 5 \sim 30\%[.5]$	上け、適用対象の拡大)
	战公粉	加竹式公粉*	加管或	77.45

	成分数	加算成分数*	加算率	平均
制度改革前 (H18.4~ H19.12)	5 4	22 (40.7%)	A= 5 (6成分) A=10 (4成分) A=15 (4成分) A=20 (3成分) A=25 (3成分) A=30 (1成分) A=35 (1成分)	A=11.2 (有用性加算(II)) A=28.0 (有用性加算(I)) I+IIでのAve:15.0
制度改革後 (H20.4~ H21.9)	48	2 1 (43.8%)	A=5 (12成分) A=10 (3成分) A=15 (2成分) A=20 (1成分) A=30 (1成分) A=35 (1成分) A=40 (1成分)	A= 8.9 (有用性加算(II)) A=37.5 (有用性加算(I)) I+IIでのAve:11.7

なお、規格間調整のみにより算定された新薬のうち、有用性に基づく補正加算が適用されたものが制度改革前 に 2 成分あるが、加算率の幅が類似薬効比較方式における有用性加算とは異なるため、上記表には含めていない。 *)「加算成分数」は、画期性加算、有用性加算(I)又は有用性加算(II)が適用された新医薬品の成分数 (なお、上記の表の期間において画期性加算が適用されたものはない。)

2)原価計算方式

〇営業利益率 (新設:革新性や有効性、安全性の程度に応じて 平均的な営業利益率の±50%の範囲内の値を用いる)

	成分数	対象成分数	対 平均的営業利益率 (平均的な営業利益率の19.2% に対して評価した±50%の範囲)	平均
制度改革前 (H18.4~H19.12)	23			
制度改革後 (H20.4~H21.9)	23	11 (47.8%)	-5% (1成分) +10% (3成分) +20% (5成分) +30% (2成分)	+16.8% 営業利益率に換算すると、 19.2%×(1+0.168)= <u>22.4%</u> となる。 これは、加算前の薬価に対して <u>4.2%</u> の加算に相当する。

2. 新薬のその他の加算率の適用状況を制度改革前後で比較

(類似薬効比較方式・規格間調整で算定した新薬)

○市場性加算(I)(A=10% → A=10~20%に引上げ、適用対象の拡大)

○市場性加算(II)(A= 3% → A=5%に引上げ、適用対象の拡大)

	成分数	加算成分数	加算率	平均
制度改革前	5 9	4	A= 3 (3成分)	A = 3.0
(H18. 4∼		(6.8%)		(市場性加算 (Ⅱ))
H19. 12)				
			A=10 (1成分)	$A = 1^{\circ} 0 . 0$
			,	(市場性加算(I))
				I+IIでのAve: 4.8
制度改革後	53	10	A = 5 (2成分)	A= 5, 0
(H20, 4~		(18. 9%)		(市場性加算(Ⅱ))
H21. 9)		·		
		制度改革により	A=10(7成分)	A=11.3
	ĺ	適用となった数	A=20 (1成分)	(市場性加算(I))
		6 (11. 3%)		I + II でのAve: 10.0

○小児加算(A=3~10% → A=5~20%に引上げ、適用対象の拡大)

	成分数	加算成分数	加算率	平均
制度改革前	59	2	A= 5 (2成分)	A= 5. 0
(H18.4∼		(3.4%)	*	
H19. 12)				
制度改革後	53	6	A = 5 (1成分)	A=10. 0
(H20. 4∼		(11.3%)	A=10(4成分)	
H21. 9)			A=15 (1成分)	·
		制度改革により		
		適用となった数		
		2 (3. 8%)		

〇キット加算(通例、加算を適用(A=3%)

→ 新規性が認められる場合のみ加質(A=5%))

		4717	9613273 0	たい シャライト・シャラ こ	10201.13	u# (A - 0 /		
	成分数	加算成分数		加算率		平均		
制度改革前	5 9	6	A=	3 (6成分)	A=	3. 0		
(H18. 4∼]. ,	(10.2%)						
H19. 12)	H19.12) 上記以外に、報告品目・後発医薬品において、							
	3 5	成分にキット加算	が認めり	oれた。				
制度改革後	53	1	A =	5 (1成分)	A =	5. 0		
(H20. 4∼			-					
H21. 9)	J	L	1 .					
	上記	以外に、後発医薬	A =	5. 0				
	1成	分にキット加算が						

有用性加算の適用状況について(平成20年4月~平成21年9月収載分)

有用性加算(Ⅱ)の対象範囲の拡大により、新たに加算が認められたものは、2成分であった。 加算率5%の成分が多いが、この期間では既存品を改良したものが多かった。

							-		要件	
No.	权数日	薬価基準収集名 (主な通応症)	算知	方式	比較薬	加算	① 臨床上有用な新 焼の作用機序	② 高い有効性・安 全性	① 対象疾病等の治 療方法の改善	④ 製剤工夫による 医療上の有用性
1	H20.8,27	アイセントレス錠400mg (HIV感染症用薬)	類)	外國 (上)	プリジスタ韓300mg(ダルナビル エタ ノール付加物)	有用性(I) (A=40%) 市場性(I) (A=10%)	0		0	
2	H20.0.12	マクジェン第子体内注射用キットD. 3mg (中心窩下脈絡膜新生血管を伴う加齢黄斑変性症用薬)	1 00		ビスダイン幹注用15mg(ベルテポル フィン)	有用性(I) (A=35%) 市場性(I) (A=10%)	0		0	
3	H20,8,12	ディフェリンゲルO. 1% (尋常性ざ信用薬)	COM I		ダラシンTゲル(%(リン量クリンダマイ シン)	有用性(3) (A=10%)	0			
4	H20.9.12	イリボー線5μg (男性における下痢型過敏性過症検群用薬)	摄)		コロネル袋500mg/ポリフル袋500mg (ポリカルボフィルカルシウム)	(A=6%)	0			
5	H2+.6.19	クロザリル錠100mg (治療抵抗性統合失調症用薬)	翅:		セロクエル100mg度(フマル動クエ チアピン)	有用性(II) (A=20%)			0	
•	H21.1.16	インテレンス酸100mg (HIV-1部発在用漢)	Al I		レスクリブター 微200mg (デラビルジン メシル 酸塩)	(A=15%) 市場性(I) (A=10%)			0	
7	H21,3.13	ルセンティス硝子体内注射液2.3mg/0.23mL (中心高下脈絡膜新生血管を伴う加齢黄斑変性使用薬)	M i		マクジェン硝子体内注射用キット 0.3mg(ベガブタニブナトリウム)	有用性(目) (A=15%)			0	
	H21,6,19	ストラテラカブセル25mg (小児期における注意欠陥/多動性障害用薬)			コンサータ酸18mg(塩酸メデルフェニ デート) ハー・セプテン注射用150(トラスツズ	有用性(E) (A=10%) 小児加算 (A=5%) 有用性(E)			0	
,	H21,6,19	(MERZ通濟是現が確認された手指不順又は再発乳無用薬)	ti :	(上)	マブ(遺伝子組換え)) ネクサパール間200mg(ソラフェニブト	(A=10%)			0	
10	H20,5,13	スーテントカブセル12.5mg (技治切除不能又は転移性の質練樹癌、イマチニブ抵抗性 の消化管開質腫瘍用薬)		升四	シル前性) トビナ銀100mg(トビラマート)	イがは(1) (人=5%) イが性(1)			0	
11	H20,12,12	ラミクタール壁100mg (抗てんかん薬との併用薬)	79 1	(下)		(A=5%) 小児加算 (A=15%)			0	
12	H20,12,12	サレドカブセル100 (再発又は潤治性の多免性骨髄腫用薬)	M I		ベルケイド注射用3mg(ポルテゾミブ)	有用性(豆) (A=5%) 市場性(1) (A=20%)			0	
(3	H20.12.12	メノエイドコンピバッチ (更年期障害及び卵巣欠落症状に伴う血管運動神経系症状 用薬)	78 I		①エストラーナデープ0.72mg/エストラ ダーム貼付0.72mg(エストラジオー ル)、②/ナルテン酸(5mg)/ブリモルト N(/ルエチステロン) グリベック酸100mg(イマチニブメシル	有用性(豆) (A=5%) 者別姓(豆)			0	
14	H21.3.13	スプリセル錠50mg (イマチニブ権抗性の慢性骨髄性白血病、再発又は難治性 のフィラデルフィア後色体陽性急性リンパ性白血病用薬)	## I		(数塩)	(A=5%) 市場性(I) (A=10%)			0	
15	H21,3,63	タングナカブセル200mg (イマチニブ抵抗性の慢性財又は移行期の慢性骨弱性白血 病用薬)	MI.		グリベック競100mg(イマチニブメシル 抽塩) エフピー錠2.5/エフピーOD値2.5(塩	有用性(I) (A=5%) 市場性(I) (A=10%) 有用性(I)			0	
16		トレリーフ酸25mg (しポドパ含有製剤に他の抗パーキンソン病薬を使用しても 十分に効果が得られなかった場合のパーキンソン病用薬)	MI.		エンビーBE2.5/エフビーOD版2.5(塩 値セレギリン) ジスロマック酸250mg(アジスロマイシ	(A=5%)			0	
17	H21,3,13	ジスロマックSR成人用ドライシロップ2g (急性気管支軽、解数、慢性呼吸器病変の二次感染用等用 薬)	M 1		シスロマック値250mg(アジスロマイシ ン水和物) クラビット錠(レポフロキサシン水和	(A≃5%)		-	0	
18		クラビット貸500mg (昭顕・曜暦炎、急性気管支炎、肺炎、膀胱炎等用薬)	類:		(N)	有用性(E) (A=5%)			0	
10	H21,6,19	オラベネム小児用細粒10% (辞炎、中耳炎、副鼻腔炎用薬)	MII.		ジトレン ビポキシル)	有用性(王) (A=5%) 小児加算 (A=10%)			0	
20	H21,8,19	リスパダール コンスタ筋注用25mg (統合失調金用薬)	-		D錠2mg(リスペリドン)	有用性(II) (A=5%)				0
21	H21,9,4	カデュエット配合錠4番 (高島圧差又は狭心症と、高コレステロール血症又は家族 性高コレステロール血症の併発用薬)	1 6	が国 (上)	リピトール管 10mg(アトルバスタチン カルシウム水和物)	有用性(E) (A=30%)			0	

有用性加算(Ⅱ)の要件 <u>イ 観度上有用な新規の作用機序を有すること。</u> ロ 別級薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。 ハ 指数が規収策品により、高数新規収載品の対象となる疾病又は貴額の治療方法の恋者が客観的に示されていること。 エ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること。

市場性加算の適用状況について(平成20年4月~平成21年9月収載分)

市場性加算の対象範囲の拡大により、新たに加算が認められたものは、6成分であった。

	Γ			[Γ	Π	$\overline{}$		市場包	加算(I) ・	(Ⅱ)の要件(現行)	市場性加算	『(【)・(1])の要件口(平成20年まで)
	No.	収載日	品目名	成分名	主たる効能	算定方式		比較藥	オーファン 指定	市場規模が小さい	比較薬が市場性加算 (I)又は(I)の適用 を受けていない	英理作用類 似薬がない こと	高理作用類似集
	1	H20.4.16	クリムス点眼液0, 1%	タクロリムス 水和物	巻季カタル(抗 アレルギー剤 が効果不十分 な場合)	55 1	市場性(I) (A=10%)	パピロックミニ点様 凍0. 1%(シクロス ポリン)	0	-	0	×	-シクロスポリン(パピロックミニ点観法0. 136)
平成 新 2	2	H21.1,16	インテレンス錠100mg.	エトラビリン	HIV-1感染金	# I	有用性(王) (A=15%) 市場性(I) (A=10%)	レスクリプター値 200mg(デラビルジ ンメシル酸塩)	0	-	0	×	・キビラピン(ピラミューン鍵200) ・エファピレング(ストックリン錠800mg) ・チラビルジンメシル機塩(レスクリブター鍵 200mg)
たに加算がの年の対象	3	H21,3,13	スプリセル鏡50mg	ダサチニブ 水和物	慢性骨髓性白 血病	SE I	有用性(E) (A=5%) 市場性(I) (A=10%)	グリベック錠100mg (イマチニブメシル 酸塩)	0	-	0	×	・イマテニブメンル 酸塩(グリベック酸 100mg)
適用された品		H21.3.13	タシグナカプセル200mg	ニロチニブ塩 酸塩水和物	イマチニブを 抗性の機性期 又は移行期の 後性骨髄性白 血病	郊 1	有用性(王) (A=5%) 市場性(I) (A=10%)	グリベック錠100mg (イマチニブメシル 酸塩)	. 0	-	0	×	・イマテニブメシル酸塩(グリベック酸 100mg)
目より、	5	H21.9.3	プリジスタナイーブ錠400 mg	1		M I	市場性(I) (A=10%)	レクシヴァ歳700 (木スアンプレナビ ル カルシウム水和 物)	0	-	0	×	・サネナビルメシル製塩 ・メシル酸ネルフ・デビル ・ポスアンフレナビルカルシウム水和物 ・ダルナビル エタノール付加物(300m級): 対機反対映るの患者用 ・リトナビル ・アタサゲビル
	6	H20,6,13	ボブスカイン0.75%注1 50mg/20mL	塩酸レポブ ビバカイン	钙设鎮疾 延膜外麻酔	95 I	市場性(主) (A=5%)	アナペイン注 7.5mg/mL(塩酸ロ ビバカイン水和物)	×	〇 121馬奈麻 酔知	0	×	- 塩酸ロビバカイン水和物(アナベイン注 7.5mg/ml.)
平成2	,	H20.6.27	アイセントレス錠400mg	ラルテグラビ ルカリウム	HIV藝染並	Sã i	有用性(1) (A=40%) 市場性(1) (A=10%)	プリジスタ戦300mg (ダルナビル エタ ノール 付加物)	0		0	0	-
の年以前の対	8	H20.9,12	マクジェン硝子体内注射 用キット0、3mg		中心高下順絡 腹類生血管を 膜質生血管を 件う加齢養難 変性症	19 1	有用性(1) (A=35%) 市場性(1) (A=10%)	ピスダイン静注用 15mg(ベルテポル フィン)	0	-	0	0	<u>-</u>
食範囲におい	9	H20.12.12	サレドカプセル100		再発又は難治 性の多発性者 個麗	蕉1	有用性(豆) (A≃5%) 前埠性(I) (A=20%)	ベルケイド注射用 3mg(ポルテゾミブ)	0	-	0	0	-
₹.	10	H20.9.12	アトワゴリバース幹注シリンジ3mL	ネオスチグミ ンメチル硫酸 塩・アトロビ ン硫酸塩水 和物		5 1	市場性(耳) (A=5%)	①ワゴステヴミン注 0.5mg(ネオステグミ ンメテル視動性) ②アトロピン硫酸性 注0.5mg/タナベ; (アトロピン硫酸性 水和物)	×	〇 123自律神 経刑	. 0	0	- -

市場性加算(1)の要件 イ 薬事法第77条の2の規定に基づき、希少疾病用医薬品として指定された新規収載品であって、対象となる疾病又は負傷に係る効能及び効果が当該新規収載品 の主たる効能及び効果であること。 ロ 当該新規収載品の比較素が市場性加算(1)の適用を受けていないこと。

市場性加算(II)の要件 イ 当該新規収載品の主たる効能及び効果が、日本標準商品分類に定められている薬効分類のうち、市場規模が小さいものとして別に定める薬効に該当すること。 ロ 当該新規収載品の比較薬が市場性加重(I)又は市場性加重(II)の適用を受けていないこと。

小児加算の適用状況について(平成20年4月~平成21年9月収載分)

小児加算の対象範囲の拡大により、新たに加算が認められたものは、2成分であった。

							Γ			小児加算の	要件(現行)		小児加算の要件ロ(平成20年3	にで)
	No	収載日	品目名	成分名	主な効能	小児に係る主な用法・用量	算定方式	加算	比較英	効果、用法 及び用量 (明示的な	小児加算	薬理作 角質似 薬がないこと	薬理作用類似薬(小児適用 が明示されているもの)がない。	薬理作用 類似篇の 加算(小児 適用を理 由としたが 算)の有能
平成20年の対象	1	H20.9.12	ゾシン 静 注用 4.5	タゾバクタ ムナドリウ ム・ピペラ シリンナト リウム	肺炎	協案、少型に次第112条の成分第27条 注目の自身部計さる。なお、金元 応じて、幹額内は対することもできる。 また、金代、朝鮮にないて1回数をは 通常減量できる。ただし、1回数を最の 上間は成人に対する回4.5g/力部)を 超えないものとする。		小元加算 (A=10%)	①タゾシン特注用 2.5g(タゾ・イウタム ナトリウム・ビベラ シリンナトリウム)、 ②ベントシリン 女別 用な(ピマラシリン ナトリウム)	0	0	×	・スルパクタムナドリウム・セフォ ペラソンナトリウム配合館(スポペ ラソン的世界ほか) ・スルパクタムトリウム・アンピ シリンナトリウム にステン ・ラゾパクタムナトリウム・ピペラシ リンナトリウム (ソシン特定用)	*
適用された品目範囲の拡大により、	2	H20.9.12	シムレクト小 児用齢注用1 Omg	バシリキシ マブ(遺伝 子観換え)	育移植 後の急 性拒絶反応の 押制	通常、 <u>协定。小规仁这20mg</u> を提明量と し、10mg [*] 7つ2 間(分付で、静脈内に 注射する。 初路校等は移植所育2時間以内に、2 間目の位今は移植所名日後に行う。		規格開調整の みによる算定 における小児 加算 (A=10%)	シムレクト注射用 20mg(パジリキシ マブ(重仮子組換 え))	0	0	×	・ムロモナブーCD3(オルソクローンOKT3注)	**************************************
	3	H20.12.12	ラミクタール 繰100mg	ラモトリギン	てんかん患者の 下記免作に対す る抗てんかん薬 との併用療法 部分発作(二定	小児 根特用量は、パルプロ酸ナトリウムに 相特用量は、パルプロ酸セトリウムに 加えて本来のグルクロン酸物名を誘導する 高角(注) を得用する場合は 1日間 ちゃかっかった。 本来のグルクロン場合は 1日	69 I	小児加算 (A=15%)	トピナ酸100mg(ト ピラマート)	0	0	o	0	
	4	Н21,3,13	アドエア50エ アー120数 入用	サルメテ ロールキ シ塩・フンプロ ガソンプロ ピオン酸 ステル	気管支帽息(吸入ステロイド利 入スプラロイド利 及び長時間作 動造形の発力が 必要な場合)	小児には、軽快に応じて以下のいずれかの用法・用量にない 役争する。 18日本人を1日記憶入役争 ・1日記集人を1日記憶入役争	規格	みによる算定 における小児 加算	アドエア100ディス カスパサルメテロー ルキシナルを建っ ルチカンンプロピオ ン値エステル)	0	0	×	○ ただし、本利と位務薬の小児用量 (法国等に承認された	*
が適用された品目前の対象範囲においても、	s	H21,8,19	ストラテラカブ セル25mg	アトモキセ チン塩酸 塩	小児期における 注意欠陥/多 動性障害 (AD/HD)	通常、小型にはアトモキセテンとして1日の5mg/kgより開始し、その後1日 日の5mg/kgとし、その後1日 のmg/kgとし、定ちに日12mg/kgまで 増進した後、1日12m15mg/kgで維持 する。 ただし、増量は1週間以上の間隔をあ いても1日2回に対けて毎日良分する。 なが、とかりまでは1日度分するが、1日 量は1.5mg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg/kg	я i	有用性(至) (A=10%) 小完加算 (A=5%)	コンサータ錠18m g(塩酸メテルフェ ニチート)	0	0	0		M
	•	H21.8.19	オラベネム小 児用線粒1 0%4	テピベネム ピポキシ ル		通策、小型にはデビベネム ビボキン ルとして1日のmg(力値) /kgを1日2回 支援に目の pkgを1円が 支援に目の pkg 支援に目の pkg な法、必要に応じて1回 Gmg(力値) /kg まで増重できる。	,,,,	小児加算	メイアクトMS小児 角雑数10分(セフ ジトレン ピポキシ ル)	0	0	0	0	無

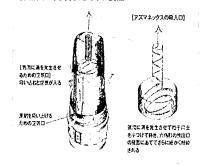
小児加算の要件 イ 当該新規収載品の主たる効能及び効果又は当該効能及び効果に係る用法及び用量に小児(幼児、乳児、新生児及び低出生体重児を含む。以下 同じ、)にあるものが明示的に含まれていること。 ロ 当該新規収載品の比較連が小児加算の適用を受けていないこと。

キット加算が適用された新薬・報告品目・後発品について (平成20年4月~平成21年9月収載分)

キット加算の要件に「構造・機能の新規性」を追加したことにより、加算の適用される成分数は大幅に減少した。

	平成18年4月~平成19年12月収載分	平成20年4月~平成21年9月収載分
キット加算適 用数	41	2

(1)医薬品を吸入用の容器内に充填したキット製品



① キット部分の工夫により薬剤の平均粒子径が小さくなるよう設計された製品

No.	投与 形態	収載年月	减分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
1		平成21年9月 (新薬)	モメタゾンフランカルボン酸エステル	アズマネックスツイストヘラー100 µg60吸入 (気管支喘息治療薬)	シェリング・ブラウ	キット部分の工夫により薬剤の平均粒子径 が小さくなるよう設計された製品

(2)薬液を注射筒(シリンジ)内に充填したキット製品(プレフィルドシリンジ)



② 耐圧能を高め、造影剤の高速・高圧注入が必要な撮影に使用可能となった製品

	投与 形態	収載年月	成分名	薬価基準収載名 (主な効能・効果)	会社名	備考
2		平成21年5月 (後発品)	イオベルソール	オプチレイ350注シリンジ (血管心臓機影、大動脈機影、選択的血管 機影用薬)	1 C 2 am 2 C 2	耐圧能を高め、造影剤の高速・高圧注入 が必要な撮影に使用可能となり、また、血 管用自動注入装置に適合した製品

原価計算方式における平均的な営業利益率以外の率の適用状況について (平成20年4月~平成21年9月収載分)

原価計算方式により算定された新薬23成分のうち、 革新性、有用性等に応じた評価により、10成分に加算、1成分に減算が適用された。

N0.	収載日	薬価基準収載名 (主な適応症)	成分名	営業利益率	加算・滅算の理由
1	H20.4.18	リコモジュリン点滴静注 用12800 (汎発性血管内血液凝固 症(DIC)治療薬)	トロンポモデュリン アルファ(遺伝子組 換え)	平均営業利益率十30%	革新性について、抗凝固因子として発見されたタンパク質を退伝子工学的に作製したものであり、トロンビン活性阻害作用に加え、プロテインの活性化による血液凝固配止作用を有する抗凝固剤として世界に先駆けて日本で開発されたものであり、DIC医療に新たな治療の選択肢を提供するものとして健康的に大きな意味を有すること、既存治療と比較した本薬の有効性、安全性は高いと考えられることなどを評価した。
2	H20.12.12	ビレスパ錠200mg (特発性肺線維症用薬)	ピルフェニドン	平均営業利益率十30%	予後不良で難治性の特免性肺線維症に対して、初めて有効性を実証しており、相当程度 の革新性が認められる。また、日本人における臨床成績もあり、併せて評価できる。 ただし、その有効性の程度は限られたものであることから、限定的な評価とした。
3	H20.4.18	レバチオ錠20mg (肺動脈性肺高血圧症用 薬)	シルデナフィルクエ ン酸塩	平均営集利益率十20%	革新性について、ホスホジエステラーゼ5阻害作用という既存治療薬と異なる新規の作用 機序を有すること、有効性については、米面の治療がイドラインにおいてその使用が推奨さ れており、特に、WHO機能分配ララスIIの患者の治療においては、既存治療薬よりも推奨度 が高く、第1選択薬に位度付けられており、既存治療薬より有用性が期待されることなどを評価した。
4	H20.4.18	ネクサバール錠200mg (根治切除不能又は転移 性の腎細胞癌治療薬)	ソラフェニブトシル 酸塩	平均営業利益率十20%	革新性について、インターフェロンなど既存の腎がん治療薬と異なる新規作用機序を有すること、有効性については、インターフェロンなど既存薬の治療歴を有する患者を対象とした 協床試験において無増悪生存期間の延長が認められていることなどを評価した。
5	H21.1.16	シーエルセントリ錠150 mg (CCR5指向性HIV-1感染 症用薬)	マラビロク	平均営業利益率 十20%	本剤は、CCRS超客作用により、HIVの細胞内侵入を超客するという新規作用機序により、 既存抗HIV薬に治療抵抗性の患者への有効性が海外臨床試験で示されており、この点にお いて革新性が認められる。 ただし、長期投与におけるCCRS指向性HIV-Iの変異による有効性への影響について、市 販後に情報収集が求められていることから、限定的な評価とした。
6	H21.3.13	レミッチカブセル2.5μg (血液透析患者における 既存治療で効果不十分 なそう痒症の改善薬)	ナルフラフィン塩酸塩	平均営業利益率十20%	本剤は、オピオイド×受容体作動作用という新規作用機序により、既存の抗アレルギー薬等に治療抵抗性の血液透析患者におけるそう準症の症状を軽減することが認められている。 ただし、国内臨床試験で示されている症状軽減の程度が一定程度であることから、限定的な評価とした。
7	H21.9.4	アボルブカブセル0.5m g (前立腺肥大症用薬)	デュタステリド	平均當業利益率 十20%	前立隙肥大症の主たる症状である排尿障害の要因がいくつかあることから、新規の作用 健序を有する本剤を、新立隙肥大症の治療における選択肢の一つとして本邦の医療現場に 提供する意義はあると認められる。
8	H20.6.13	エクジェイド懸濁用錠50 Omg (輸血による慢性鉄過剰 症用薬)	デフェラシロクス	平均営業利益率 十10%	内用原である本剤は、合併症等のため既存の注射用鉄キレート剤による適日の治療が困 難な多くの患者に対して新たな治療の選択肢を提供する薬剤であり、この点において革新性 が認められる。 ただし、臨床試験の結果を踏まえ、効能・効果が注射用鉄キレート剤治療が不適当な場合 に限定されており、国内における治験症例も限られていることから、限定的な評価とした。
9	H20.9.12	ミコブティンカブセル150 mg (マイコバクテリウム・ア ビウムコンプレックス (MAC)症を含む非結核性 抗酸菌症等用薬)	リファブチン	平均営業利益率 十10%	「多利耐性結核症」に一定の有効性が期待できる点、また、多くの抗HIV薬と併用禁忌である既存治療薬のリファンビシンに代わって、HIV郵金合併患者への投与が可能である点において、治療薬の選択に非常な困難があった既祥の治療方法を改善するものと認められる。ただに、国内で治験が実施されておらず、日本人における安全性情報が不足していることから、限定的な評価とした。
10		ゾレア皮下注用 (既存治療によっても暗息症状をコントロールできない難治の気管支端 息用薬)	オマリズマブ(遺伝 子組換え)	平均営業利益率 十10%	本剤は、既存治療によっても喘息症状をコントロールできない難治の患者に対して一定の 有効性が認められており、当該患者にとって動たな治療手段になり得ると考えられる。ただ し、本剤の喘息増悪抑制効果について製造販売後調査の中で更に検討することとされてい ることから、限定的な評価とした。
11	H20.4.18	アートセレブ脳脊髄手術 用洗浄灌流液 (穿頭・開頭手術時の洗 浄及び神経内視鏡手術 時の灌液用剤)	ブドウ薯・塩化ナトリウム・ 塩化カリウム・塩化マゲネ シウム・塩化カルシウム 水和物・リン酸ニ水素カリ ウム・炭酸水素ナトリウム	平均営業利益率 5%	従来は院内製剤として、使用値前に無菌的に調整せざるを得なかった人工軽減について、 本剤は長期安定性を保ち、簡便な操作で混合調整が可能となるよう製剤的な検討が行われ ているものの、本邦で使用実績のある病院薬局製剤の人工翻液と比べて革新的な新規性は 認めがたいことなどから、平均的な営業利益率マイナス5%の営業利益率を用いることが妥 当と判断した。

原価計算方式おける営業利益率の規定 営業利益率は、既存治療と比較した場合の革新性や有効性、安全性の程度に応じて、 平均的な営業利益率の±50%の範囲内の値を用いることとする。

新医薬品の薬価算定の状況

		平成18年4月~ 平成19年12月収載分	平成20年4月~ 平成21年9月収載分
	収載成分数	82	76
類	以薬効比較方式	54	48
	類似薬効比較方式(I)	50	41
	有用性加算(1)	5	2
	有用性加算(Ⅱ)	17	19
	市場性加算(I)	1	8
	市場性加算(Ⅱ)	• 1	2
	小児加算	1	4
	類似薬効比較方式(Ⅱ)	4	7
原值	西計算方式	23	23
規格	各間調整	5	5
	市場性加算(Ⅱ)	2	0
	小児加算	1	2

画期的新薬等に適用される補正加算等の推移について

	画期的新薬	有用性の高い新薬	市場規模の小さい新薬	小児に対して使用される新薬
昭和57年答申	○先駆性加算(3%) 医療上の必要性が十分評価できる新医薬品であり、先駆性を有する 新医薬品であり、先駆性を有する 新医薬品であって、研究開発費が相 対的に大きく、その配慮が 必要とされるもの。	○有用性加算(3%) 有効性または安全性について高い 評価のできる新医薬品。	〇市場性加算(3%) 医療上の必要性が十分評価できる 新医薬品であって、市場規模の小さ い薬効群に属する新医薬品であっ て、薬価の低いものは患者数が限 られている難病疾患を主な対象とし て用いられる新医薬品。	
	〇画期性加算(20%) 以下に揚げる要件の全てを満たす 新医薬品 ア、全く新しい着想によってそ。 究・開発されたものであること。 イ、既存の医薬品に比して明らか に高い有効性又は安全性を有す ることが、客観的かつ科学的に実 証されていること。 ウ. 対象疾患の医療体系に重大な 影響を与えることが歩視され、治 療力法の改善・進歩への著しい貢 献が期待されること。	以下に揚げる要件のうち少なくと	O市場性加算(3%) 以下に揚げる要件のうち少なくとも一つを満たす新医薬品。 ア. 患者数が極めて少ない疾患を適用として承認されたものであること。 イ. 市場規模が小さい薬効群に属するものであること。	
平成7年建議	○画期性加算(40%) 以下の要件をすべて満たすもの。 ア・全く新しい着徳によって研究・開発されたものであること。 イ・既存の医薬品に比して明らかに高い有効性又は安全性を有することが、客観的かつ科学的に実証されていること。 ウ・対象疾患の医療体系に重大な影響を与えることが予想され、治療方法の改善・進歩への著しい貢献が期待されること。	画期性加算の3要件のうち2つを 満たすもの。 ○有用性加算(II)(3%) 以下の要件のいずれかを満たすも	○市場性加算(I)(10%) 患者数が極めて少ない 疾患を適 用として承認されたものであること (希少疾病用医薬品に準じた医薬品 であること)。 ○市場性加算(II)(3%) 市場規模が小さく新医薬品の開発 が少ない薬効群に属するものである こと。	

ω

平成18年了角	▼ ○画期性加算(50~100%) 次の要件を全て満たす新規収載品 (要件は平成14年と同じ)	○有用性加算(I)(25~40%) 画期性加算の3要件のうち2つ の要件を満たす新規収載品 ○有用性加算(II)(5~20%) 次の要件のいずれかを満たす新 規収載品 (要件は平成14年と同じ)	次の要件を全て満たす新規収載品	〇小児加算(3~10%) 次の要件を全て満たす新規収 載品 イ. 当該新規収載品の主たる効 能及び効果又は当該効果で及び 効果には当該効果では必ず用量でいた 効果に保る用法及び用量でいた 出生体重児的に含まれているも と。 ロ. 当該新規収載品の連たのが 能及び効果に保るも と。 ロ. 当該新規収載品の連定の 必要理作保る 別薬に係る のがの要理作係る 用法及び効果に係る のが関係している のが関係している のが明子に係る のに限る。)がないこと。
平成20年了角	次の要件を全て満たす新規収載品 イ・臨床上有用な新規の作用機序 を有すること。 ロ・類似薬に比して、高い有効性又 は安全性を有ることが、 に示さ該新規収載品により当該新 規収献品の治療方法の改善が客観的 に示されていること。 への過失を有るのである。 の一般の治療方法の改善が客観的 に示されていること。	画期性加算の3要件のうち2つの要件を満たす新規収載品 〇有用性加算(II)(5~30%) 次の要件のいずれかを満たす新規収載品。 4. 臨床上有用な新規の作用機序を有すること。 ロ. 類似薬に比して、高い有効を観的に示されていることによりの有がされていることによりの示されていることによりの表別におけることを、第四性を有すること。 ハ. 製剤によるによりのでは、一、製剤によりのでは、一、製剤によりのでは、一、製剤によりのでは、一、製剤によるが、多観的に示されている。とのでは、一、単、ののでは、一、のでは、一、ののでは、、ののでは、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、のの	○市場性加算(I)(10~20%) 次の要件を全て満たす新規収載品 イ・薬事法第77条の2の規定に基 づき、希少疾病用医薬品として、対 象となる疾病では貧いの強いで、対 能及び効果が、対 能及び効果が、対 を立る効能及び効果である。 ・当該新規収載品の比較薬が市場 性加算(I)の適用を受けていないこと。 ・当該新規収載品の連結品の連結品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続による対 ないこと。 ・当該新規収載品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続品の連続	イ. 当該新規収載品の主たる効能及び効果又は当該効能及び効果又は当該効能及び小児(幼児、乳児、新生児及び低出生体重児を含む。)に係るものが明示的に含まれていること。 ロ. 当該新規収載品の比較薬が小児加算を受けていないこと。

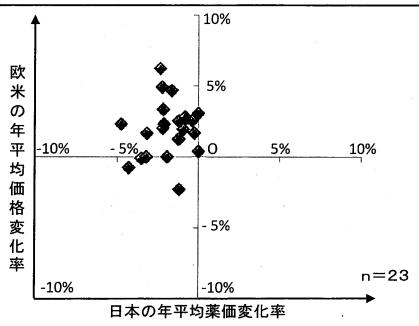
有用性の高い新薬

市場規模の小さい新薬

小児に対して使用される新薬

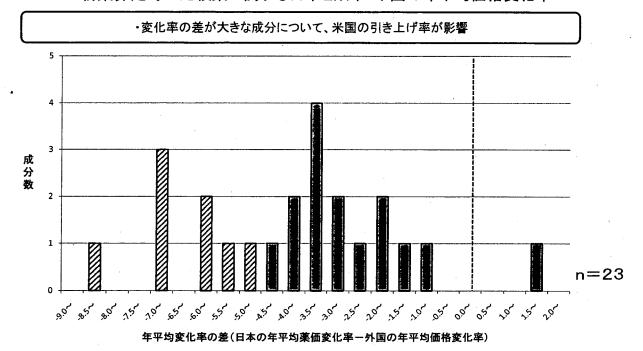
類似薬効比較方式により算定された新薬(平成20年4月~平成21年9月収載分)の 新薬算定時の比較薬に関する日本と欧米4ヶ国の年平均価格変化率

・日本では全ての比較薬が経時的に薬価が下がっているが、欧米4ヶ国の年平均価格変化率では若干 上昇しているものが多い。



- 平成20年度以降の新薬はまだ薬価改定を経ていないため、当該新薬の算定時の比較薬を用いて比較。
- 平成17年から平成21年までの薬価及び外国(米国、英国、独国及び仏国)のリスト価格。○ 欧米の年平均価格変化率は、現地通貨ベースの年ごとの変化率について各国ごとに5年間の平均を求めた上で、欧米4ヶ国の平均値をプロットしている。

類似薬効比較方式により算定された新薬(平成20年4月~平成21年9月収載分)の 新薬算定時の比較薬に関する日本と欧米4ヶ国の年平均価格変化率



変化率の差が-5%以上あった成分(8成分)について、変化率の幅は以下のとおり。

米国 6.6% ~ 15.6%

英国 -3.8% ~ 2.5%

独国 -2.0% ~ 7.5%

仏国 -5.2% ~ 7.0%

類似薬効比較方式により算定された新薬(平成20年4月~平成21年9月収載分)の 新薬算定時の比較薬に関する日本と欧米4ヶ国の年平均価格変化率

								比!	空薬			-		
	#1.7K				日本			年平均変化率	<u> </u>		外	<u> </u>		
No.	品 目 名 (主な適応症)	収載時薬麺 (円)	外国で最初に承 認されてから日 本で承認される までの期間(年)	品 目 名	当該新薬算定 時の比較業の 薬価(円)	年薬価変 化率	後発 品の 有無	の差 (日本一外国)	年価格変化率 (4ヶ国平均)	*	英	独	44	後発品の有 無
1	ラミクタール錠100mg (抗てんかん薬との併用薬)	267.40	18	トピナ錠100mg	168.60	-0.9%	×	-3.5%	2.6%	7.3%	-1.2%	4.4%	0.0%	×
2	クレキサン皮下注キット2000IU (静脈血栓塞栓症の発症抑制薬)	1,037	21	アリクストラ皮下注2.5mg	2,147	-1.2%	×	1.1%	-2.3%	6.1%	-1.0%	-12.1%	-	×
3	リスパダール コンスタ筋注用25mg (統合失調症用薬)	23,520	7	リスパダール錠2mg /リスパダールOD錠2mg	76.20	-4.8%	0	-7.1%	2.3%	10.3%	0.0%	4.0%	-5.2%	〇:米英独 ×:仏
4	クロザリル錠100mg (治療抵抗性統合失調症用薬)	300.60	40	セロクエル100mg錠	167.00	-2.4%	×	-8.6%	6.2%	11.1%	0.0%	7.5%		×
34	スーテントカブセル12.5mg (根治切除不能又は転移性の腎細胞 癌:イマチニブ抵抗性の消化管間質腫 毎用薬)	8,546.30	2	ネクサバール錠200mg	5,426.20	-	×	-	4.9%	9.2% (4年分)	9.5% (3年分)	1,8% (3年分)	-0.8% (3年分)	×
6	ミコンビ配合錠AP (高血圧症用薬)	157.30	8	①ミカルディス錠40mg ②ダイクロトライド錠25mg	①154.20 ② 6.20		×	-7.2%	3.0%	. 11.1%	2.5%	0.6%	-2.0%	×
	アピドラ注カート (インスリン療法が適応となる糖尿病 用薬)	1,596	5	ヒューマログ注カート	1,596	-2.1%	×	-4.4%	2.3%	9.5%	-1.0%	0,6%	-0,1%	×
8	インテレンス錠100mg (HIV-1感染症用薬)	619.80	1	レスクリプター錠200mg	330.50	-1.2%	×	-2.4%	1.2%	1.2%	_	_	_	×
	スプリセル錠50mg (イマチニブ抵抗性の慢性骨髄性白血 病、再発又は難治性のフィラデルフィ ア染色体陽性急性リンパ性白血病用 薬)	10,793.30	3	グリベック錠100mg	3,128.50	-1.7%	×	-6.3%	4.6%	15.6%	0.8%	2.5%	-0.3%	×
	マクジェン硝子体内注射用キット0.3 mg (中心高下脈絡膜新生血管を伴う加齢 黄斑変性症用薬)	123,457	4	ビスダイン静注用15mg	176,235	-1.9%	×	-1.9%	0.0%	1.7% (4年分)	0.0%	1.0%	-2.7%	×
11	タシグナカプセル200mg (イマチニブ抵抗性の慢性期又は移行 期の慢性骨髄性白血病用薬)	5,396.70	2	グリベック錠100mg	3,128.50	-1.7%	×	-6.3%	4.6%	15.6%	0.8%	2.5%	-0.3%	×
12	ファムビル錠250mg (帯状疱疹用薬)	562.90	14	パルトレックス錠500	562.90	-2.3%	×	-7.2%	4.9%	9.8%	0.0%	2.7%	7.0%	O:米 ×:英独仏
19	ルセンティス硝子体内注射液2.3mg /0.23ml。 (中心窩下脈絡腹新生血管を伴う加齢	176,235		マクジェン硝子体内注射用 キット0.3mg	123,457		×		-0.2%	0.0%	0.0%(3年分)	0.0% (3年分)	0.7% (2年分)	×
	(中心為下派権級制生組書を行う加齢 貴斑変性症用薬)	\$1 ⁷ 44 4 4										y Jedan Hall		

3

	新薬							比!	交薬					
					日本			年平均変化率			外国	*		
No.	品 目 名 (主な遺応症)	収載時薬価 (円)	外国で最初に承 認されてから日 本で承認される までの期間(年)		当該新薬算定 時の比較薬の 薬価(円)	年薬価変 化率	後発 品の 有無		年価格変化率 (4ヶ国平均)	*	英	独	仏	後発品の有無
14	ラジレス錠150mg (高血圧症用薬)	168,00	2	ニューロタン錠50mg	168.00	-4.3%	×	-3.5%	-0.8%	6.5%	-7.3%	0.0%	-2.4%	×
15	コディオ配合錠EX (高血圧症用薬)	139,30		①ディオバン錠80mg ②ダイクロトライド錠25mg	①136.20 ② 6.20		×	~5.0%	0.4%	8.7%	-3.8%	-2.0%	-1.4%	×
16	ディフェリンゲルO. 1% (尋常性ざ瘧用薬)	117.70	14	ダラシンTゲル1%	53.50	-2.2%	×	-5.5%	3,3%	6.6%	0.0%	-		O:米 ×:英
17	ストラテラカブセル25mg (小児期における注意欠陥/多動性障 客用薬)	398.10	6	コンサータ錠18mg	328.40	-1.2%	×	-3.7%	2.5%	11.7%	3.8%	-5.4%	0:0%	×
18	レメロン錠15mg/リフレックス錠15 mg (うつ病・うつ状態用薬)	169.30		①パキシル錠10mg ②トレドミン錠25mg	①123.40 ② 45.90		×	-3.4%	-0.1%	4.8%	-1.9%	_	-1.7%	O:米英(パ キシルの み) ×:トレドミン
19	プリジスタナイーブ錠400mg (HIV感染症用薬)	921,90	1	レクシヴァ錠700	774.40	-0,8%	×	-3.6%	2.8%	5.2%	0.0%	6.0%	0.0%	×
20	ホスレノールチュアブル競500mg (透析中の慢性腎不全患者における高 リン血症の改善薬)	286.60		フォスブロック錠250mg /レナジェル錠250mg	30.50	-2.6%	×			-		() () ()		
22	ヒュミラ皮下注40mgシリンジ0.8ml. (関節リウマチ用薬)	71,097	5	エンブレル皮下注用25mg	15,238	-0.3%	×	-2.0%	1.7%	7.3%	0.0%	0.6%	-1.3%	×
23	アイセントレス錠400mg (HIV感染症用薬)	1,510.40	1	ブリジスタ錠300mg	430.20	-0.4%	×	-2.9%	2.5%	7.6% (3年分)	0.0% (3年分)	0.0% (2年分)	_	×
24	カデュエット配合製4番 (高血圧症又は狭心症と、高コレステ ロール血症又は家族性高コレステロー ル血症の併発用薬)	183.20	5	リピトール錠10mg	138.40	-3.2%	×	-3.2%	0.0%	5,4%	0.0%	1.6%	-7,0%	×
25	ルミガン点眼液O. 03% (緑内障及び高眼圧症用薬)	960.00	8	タプロス点眼液0,0015%	983.60	-1.0%	×	-1.0%	0.0%		_	0.0% (2年分)	_	×
	タイケルブ錠250mg (HER2通剰発現が確認された手術不 能又は再発乳癌用楽)	1,620.70	2	ハーセプチン注射用150	68,385	-3.2%	×	-4.8%	1.6%	3.3%	0.0%		_	×
27	アマージ錠2. 5mg (片頭痛用薬)	900.30	11	レルパックス錠20mg	900.30	-2.2%		-4.2%	2,0%	9.1% (3年分)	0.0%	-1.1%	0.0%	×
-				日本における年楽価	変化率の平均→	-2.2%	各国	こおける年価格変	化車の平均→	8.0%	-0.4%	0.7%	-1.1%	

[※] 新薬の「No.」は「薬2-1」別表の番号に対応。 ※ なお、5、13については比較薬が平成20年度以降に収載された医薬品であることから薬価改定を一度も経ておらず、日本における年薬価変化率が計算できないこと、 また、20については海外において比較薬が販売されていないことから、検討の対象外とした。

平成20年度以降の新薬算定の状況に関するまとめ

- 1. 平成20年度薬価制度改革においては、「新薬の算定薬価が外国平均価格と比べてまだ低い現状に鑑み、・・・加算率を引き上げることとする。」としたが、類似薬効比較方式で算定した新薬の薬価の外国平均価格に対する水準は、平成20年度薬価制度改革以前と変わらない状況にある。
- 2. 平成20年度薬価制度改革は、補正加算の加算率の引上げ、有用性加算 (II) の加算要件の緩和などを実施したが外国平均価格との乖離に変化 はみられなかった。その理由としては、補正加算が適用された品目には 既存品を改良したものが多かったため、低めの加算率が適用されたこと が考えられる。
- 3. 類似薬効比較方式で算定した新薬の比較薬について、日本の薬価と欧米 4カ国のリスト価格について過去5年間の年平均変化率を比べたところ、 以下のとおりであった。
 - ① 日本は全てマイナス
 - ② 米国は全てプラス
 - ③ 独国はプラスが多いが、マイナスや価格維持もある
 - ④ 英国は価格維持が多いが、マイナスやプラスもある
 - ⑤ 仏国はマイナスが多いが、価格維持やプラスもある

欧米4カ国の平均でみると、経時的に価格差が広がる傾向が見受けられる。

4. 平成20年度薬価制度改革後も、類似薬効比較方式で算定した新薬の薬価は、外国平均価格に比し平均1割程度低く、薬価制度改革以前と変わらない状況にあるが、新薬の薬価算定方法について更なる改善を図る必要があるかどうか。

また、更なる改善を検討するのであれば、新薬薬価算定時の補正加算の 加算率・要件の在り方や新薬の薬価改定方式の在り方を検討する必要が あるのではないか。 中医協 薬-6-1 21. 9.18

薬価算定組織の意見の薬価算定基準における取扱いについて

薬価算定の基準等に関する薬価算定組織の意見(平成21年7月15日薬価専門部会資料より)

1. 新薬の算定方法について

(1) 算定に用いる比較薬の選定

① 用法・用量を変更した新薬の取扱い

- 薬理作用が類似した既収載品が数多くある分野では、新薬が補正加算の対象とならない場合、当該新薬の1日薬価は、各類似薬の薬価収載期間を考慮した上で、下記のいずれか低い額と同一になるように算定している(「類似薬効比較方式(II)」という)。
 - i) 最も1日薬価が低い類似薬の1日薬価
 - ii) 複数の類似薬の1日薬価の平均

・ 今年6月に薬価収載されたクラビット錠500mgは、耐性菌の発現 抑制のために、「1回100mgを1日2~3回投与」から「1回500 mgを1日1回投与」に用法・用量を変更した新薬である。

当該新薬は、薬理作用が類似した既収載の抗菌薬が数多くあったことから、当該新薬に補正加算が適用されなければ「類似薬効比較方式(II)」により算定され、その結果、同一成分の既収載品が最類似薬になるにも拘わらず、より低い薬価の類似薬を比較薬とした算定が行われ得る状況にあった。

・ この算定方法のままでは、より適切な用法・用量への変更が進まない可能性がある。

このため、医療上の必要性から既収載品の用法・用量を変更した新薬に ついては、補正加算の有無に拘わらず、「類似薬効比較方式(I)」により、 最類似薬である同一成分の既収載品を比較薬として算定することを検討 してはどうか。(ただし、規格間調整による算定が妥当と考えられる場合 を除く。)

→ (事務局)用法・用量を変更した新薬の取扱いに関する薬価 算定組織の意見を薬価算定基準に盛り込む方向で検討しては どうか。 ② 最類似薬が複数ある新薬の取扱い

・ 単一成分の新薬について、類似性が同程度の既収載品が複数あって、 最類似薬を1つに絞りきれない場合については、これら複数の類似薬を 最類似薬として新薬の薬価を算定してはどうかとの意見があった。

(2)配合剤の取扱いについて

- ・ 2つの既収載品の配合剤に係る最近の薬価算定においては、類似薬効 比較方式により、これら2剤の1日薬価の合計との1日薬価合わせによ り算定を行うことが多くなっている。
- ・ しかしながら、当該配合剤たる新規収載品は、製造経費、流通経費等の節減が見込まれるものと考えられる。

このことから、下記条件に全て該当する配合剤については、既収載品の1日薬価の合計の「一定割合」の価格を基本として算定し、加算可能とする算定ルールを検討してはどうか。

- i) 全ての配合成分が単剤として薬価基準に収載されていること
- ii) 既収載品と同様の効能効果を有すること
- iii) 既収載品と投与経路が同一であること
- iv) 内用の配合剤であること
- ・ なお、この場合、配合されている単剤の薬価を下回らないようにする ため、1日薬価が最も高い既収載品の1日薬価を下限とすることが必要 である。
- ・ ただし、抗 HIV 薬については、複数の薬剤を組み合わせて服用すること(多剤併用療法)が推奨されており、また、欧米の主要国において、抗 HIV 薬の価格は、単剤の合計価格と配合剤の価格がほぼ同額であることを考慮し、上記ルールの対象外としてはどうか。
- ・ また、算定に用いる「一定割合」としては、0.9倍から新規後発品 の算定に用いる0.7倍の間が考えられる。
- → (事務局)配合剤に関する薬価算定組織の意見を基本に、検討してはどうか。

また、「一定割合」をどの程度に設定するかについては、配合意義の医療上の有用性の違いによって区別することとしてはどうか。

具体的には、例えば、以下の1)の場合と2)の場合で、「一 定割合」に差を設けることとしてはどうか。

- 1) 以下のいずれかに該当する場合
- ア 医療用配合剤として承認する4つの場合を示した平成17年3月医薬食品局審査管理課長通知における
 - ②「副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの」に該 当するもの
- イ 同通知における
- ③「患者の利便性の向上に明らかに資するもの」 又は
- ④「その他配合意義に科学的合理性が認められるもの」 に該当するもののうち、医療上の有用性が極めて高いと 認められるもの
- 2)上記1)以外の場合

(参考)

- (日)平成11年4月8日医薬審第 666 号厚生省医薬安全局審査管理課長通知「医薬品の承認申請に際し留意すべき事項について」
 - 4. 医療用配合剤の取扱い
 - (2) 医療用配合剤については、次のいずれかの事由に該当するものでなければ認められないものである。
 - ① 輸液等用時調製が困難なもの
 - ② 副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの
 - ③ その他特に必要と認められるもの
- 平成17年3月30日薬食審査発第0330001号厚生労働省医薬食品 局審査管理課長通知「医薬品の承認申請に際して医療用配合剤とし て認められる事由について」
 - 4. 医療用配合剤の取扱い
 - (2) 医療用配合剤については、次のいずれかの事由に該当する ものでなければ認められないものである。
 - ① 輸液等用時調製が困難なもの
 - ② 副作用(毒性)軽減又は相乗効果があるもの
 - ③ 患者の利便性の向上に明らかに資するもの
 - ④ その他配合意義に科学的合理性が認められるもの

※下線部は改正部分

(3) 国内で研究開発された医薬品に対する評価について

・ 国内における医薬品の研究開発を促進するために、日本において臨床 試験が実施され、日本人の臨床データが充実している医薬品については、 補正加算の対象として評価してはどうかとの意見があった。

(4) 小児加算について

・ 平成20年度から加算率が20%まで引上げられたが、未だ小児領域 の医薬品開発については十分とは言えないことを考えると、より高いインセンティブを付与してはどうかとの意見があった。

(5) 原価計算について

- 原価計算をより適切に算定するために、単価査定の考え方等について、 再整理すべきではないかとの意見があった。
- (6) 適切な患者選択により、投与対象患者を大幅に絞り込んで開発し、承認された医薬品の適切な評価について
 - ・ ファーマコゲノミクスやプロテオミクス等の活用により、対象を絞った特定の患者群において、より有効かつ安全で最適な薬物療法を行うことを可能としたものについては、薬価算定上、十分な評価を行うべきではないかとの意見があった。

(7) 規格間調整について

- ・ 欧米では、主に内用薬について、含量が異なってもほとんど価格差を 設けていない事例(いわゆるフラットプライス)が見られることを踏ま え、内用薬について、通常最大用量を超える用量の規格を算定する際に、 用いる規格間比に上限(規格が2倍になると薬価が1.5倍)を定めて いるが、更なる価格差の縮小を検討してはどうかとの意見があった。
- (8)慢性疾患に対して長期間投与される薬剤の取扱いについて
 - ・ 現行では、長期間にわたり投与される薬剤と短期間だけ投与される薬剤について区別なく算定を行っているが、患者負担を考えると、長期間投与される薬剤については通常より低い加算率を適用するようにしてはどうかとの意見があった。

以下、既収載医薬品に関する取扱いについては、次回以降の薬価専門部会での検討事項。

2. 既収載医薬品の取扱いについて

(1) 市場拡大再算定時の補正加算について

- ・ 市場拡大再算定時の補正加算については、再算定の対象品に関する市販 後の臨床試験結果等から真の臨床的有用性があるか否かを検討し、適用 の可否を判断している。
- ・ よって、対象品について有用性があると判断されると、全ての類似品について、当該類似品の臨床試験結果の有無や内容に拘わらず、対象品と同じ補正加算率が適用されるが、逆に対象品に有用性がないと判断されると全ての類似品について加算されないルールとなっている。
- ・ しかしながら、各企業はそれぞれ独自に自社の製品について市販後の臨床試験を実施するなどして、真の臨床的有用性を検証するのが通例であり、その結果は一律ではないことから、補正加算の適用の可否については、対象品又は類似品に拘わらず、個別の医薬品毎に判断することを検討してはどうか。

(2) 市販後、適切な患者選択により投与対象患者数を大幅に絞り込んだ医薬品に対する評価について

- ・ 市販後に、より有効かつ安全で最適な薬物療法を行うことが可能な患者 群を明らかとし、投与対象患者を大幅に絞り込んだ医薬品については、 薬価の引上げを行ってはどうかとの意見があった。
- ・ なお、その場合でも、外国価格の水準は参考にすべきとの意見も併せてあった。

(3) 臨床的有用性がある医薬品

・ 長期間収載されている医薬品であって、薬価が低くなったが臨床的有用性が高い医薬品については、不採算品再算定を適切に行うべきとの意見があった。

薬価算定基準が明文化された(H12年4月)以降に新薬として薬価収載された配合剤一覧

〇全ての配合成分が単剤として既収載され、且つ、単剤の有する効能効果及び投与経路が配合剤と同様である配合剤

	投与	品目名	配合成分→薬価収載に関する情報	配合意義	効能効果	算定方法	配合射価格/単剤合計価格	小美 口		配合剤価格。	/単剤合計価格	•
No.	投与 経路	品目名	配合成分→条個収収に関する 青報 	配百息報	XJREXJ*	异龙万法	早前15打個格 (収載時)	化机口	米国	英国	独国	仏国
1	内	コンピピル錠 ※1 (グラクソ・スミスクライン)	ジドブジン→既収載 ラミブジン→既収載	コンプライアンスの改善	HIV感染症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)	100%	H11.06.11	100%	91%	100%	95%
2	内	ェブジコム錠 (グラクソ・スミスクライン)	ラミブジン→既収載 破酸アパカビル→既収載	1	HIV感染症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)	100%	H17.01.07	100%	96%	100%	96%
3	内		エムトリシタビン→既収載 フマル酸テノホビルジソプロキシル→配合剤と同日収載 	コンプライアンスの改善	HIV-1感染症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)		H17.04.06	100%	100%	99%	97%
4	内	プレミネント錠 (萬有製薬)	ロサルタンカリウム一既収載(ARB:アンジオテンシンI受容体拮抗薬) ヒドロクロロチアジド一既収載(ただし、同じ規格の製剤はない)	単剤より高い降圧効果、副作用軽 減。患者の利便性の向上	高血圧症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)	100%	H18.12.01	79~92% ※2	ARBと配合剤 は同価格 ※3	74~88% ※2	ARBと配合剤は同価格 ※3
5	ф	エカード配合錠LD エカード配合錠HD (武田薬品工業)	カンデサルタン シレキセチル・既収載(ARB) ヒドロクロロチアジド・氏収載(ただし、同じ規格の製剤はない)	単剤より高い降圧効果、副作用軽 減。息者の利便性の向上	高血圧症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)	i .	H21.03.13	(参考値)※4 97~114% ※2	販売されて いない	(参考値)※4 75~92% ※2	(参考値)※4 ARBと配合剤はほ ぼ同価格(98%と 100%)※3
6	内	コディオ配合錠MD コディオ配合錠EX (ノバルティスファーマ)	パルサルタン→既収載(ARB) ヒドロクロロチアジド→既収載(ただし、同じ規格の製剤はない)	単剤より高い降圧効果、副作用軽 減。患者の利便性の向上	高血圧症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)	100%	H21.03.13	80~92% ※2	ARBと配合剤 は同価格 ※3	75~92% ※2	ARBと配合剤は同価格※3
7	内	ミコンビ配合錠AP ミコンビ配合錠BP (日本ペーリンガーインゲルハイム)	テルミサルタン→既収載(ARB。ただし、同じ規格の製剤はない) ヒドロクロロチアジド→既収載(ただし、同じ規格の製剤はない)	単剤より高い降圧効果、副作用軽 減。患者の利便性の向上	高血圧症	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)	100%	H21,06.19	76~92% ※2	ARBと配合剤 は同価格 ※3	75~91% ※2	ARBと配合剤は同 価格 ※3
В	内		アムロジピンペシル酸塩 一既収載 アトルパスタチンカルシウム水和物 一既収載	高血圧症治療及び高コレステロール 血症治療の最終エンドポイント(脳・ 心血管疾患抑制に対して各単剤を 上回る有効性示された		類似薬効比較(1剤 の1日薬価合わせ に加算)	86%	09.09.04	78%	販売されて いない	販売されて いない	68%
9			ネオスチグミンメチル硫酸塩一既収載 アトロピン硫酸塩水和物→既収載	ネオスチグミン使用時のムスカリン 作用を防止するためにアトロピンを 併用	非脱分極性筋強緩剤の作用の拮抗	の1日薬価の合計) 市場性加算(II)	しない場合、 100%	H20.09.12		販売され	れていない	
10		アドエア250ディスカス	サルメテロールキシナホ酸塩一既収載 フルチカソンプロピオン酸エステル→既収載(ただし、同じ規格の製 剤はない)	コンプライアンスの改善	気管支福息 慢性閉塞性肺疾患の諸症状の緩解	類似薬効比較(2剤 の1日薬価の合計)		H19.06.08	68~74%	63~82%	69~119%	88~99%
11		(グラクソ・スミスクライン)	サルメテロールキシナホ酸塩→既収載 フルチカゾンプロピオン酸エステル→既収載(ただし、同じ規格の製 剤はない)	コンプライアンスの改善	気管支端息 慢性閉塞性肺疾患の諸症状の緩解	小児加算		H21.03.13	68% ※5	52%	68%	103%

**1 コンピピルの収載は平成12年以前だが、抗HIV薬の参考として一覧表に含めた。
**2 ヒドロクロロチアジド単剤は、米国及び独国ではジェネリック医薬品のみが複数販売され、これらの価格に応じた配合剤価格/単剤合計価格を幅で記載。
**3 ヒドロクロロチアジド単剤は、英国では海豚が確認されていない。また、仏国では日本での配合量(1.5 mg) の製剤がないため、配合剤とARB単剤の価格の関係を記載。
**4 エカード配合剤と同一の配合製剤は海外では来窓されていないため、参考として配合量温いの製剤の配合剤価格/単剤合計価格を記載。
**5 サルメテロール単剤は、米国では日本の配合量である25 μ g12 0 噴霧製剤がない代わりに50 μ g80 噴霧製剤の価格を用いて配合剤価格/単剤合計価格を記載。

〇上記以外に分類される配合剤

ノエ	化均	(外に分類される配合剤					
No	投与	品目名	配合成分→薬価収載に関する情報	配合意義	効能効果	算定方法	収載日
12		カレトラ・ソフトカプセル カレトラ・リキッド (アボットジャパン)	ロピナビル→未収載 リトナビル→既収載	リトナビルはロビナビルの代謝を阻害する作用を併せ持つ。忍容性の向上		類似薬効比較(単剤との1日薬価合わせ) 有用性(II)	H12.12.15
13	内	クラバモックス小児用ドライシロップ (グラクソ・スミスクライン)	クラブラン酸カリウムー未収載 アモキシシリン一既収載	副作用軽減及び効果増強	染症、リンパ管・リンパ節炎、慢性臓	類似薬効比較(既存配合剤との1日 薬価合わせ) 有用性(II)	H17.12.09
14	Þ	ビジクリア錠 (ゼリア新薬工業)	リン酸ニ水素ナトリウムー水和物→未収載 無水リン酸水素ニナトリウム→未収載	消化管内のpHに影響を及ぼさない という副次的作用の軽減	大腸内視鏡検査の前処置における 腸管内容物の排除	類似薬効比較(既存配合剤との1日 薬価合わせ)	H19.06.08
15	Þ	ルナベル配合線 (ノーベルファーマ)	ノルエチステロン→既収載 エチニルエストラジオール→既収載(ただし、適応が異なる*) *:前立線癌、閉経後の末期乳癌	ノルエチステロン投与による副作用 (子宮内膜の破綻出血)をエチニル エストラジオール投与により抑制	子宮内膜症に伴う月経困難症	原価計算	H20.06.13
16	p	ウェールナラ配合錠 (パイエル薬品)	エストラジオール→既収載 レボノルゲストレル→未収載	エストラジオール投与による副作用 (子宮内膜増殖)をレポノルゲストレ ル投与により軽減	閉経後骨粗鬆症	類似薬効比較(2剤の1日薬価の合 計)	H20.12.12
17		タゾシン静注用1.25g タゾシン静注用2.5g (大鵬薬品工業)	タゾパクタムナトリウム→未収載 ピペラシリンナトリウム→既収載	β ラクタマーゼ阻害剤による抗菌力 の相乗的な増加	敗血症、腎盂腎炎、複雑性膀胱炎	類似薬効比較(既存配合剤との1日 薬価合わせ)	H13.06.01
18	注	注射用シナシッド (サノフィ・アベンティス)	キヌプリスチン→未収載 ダルホプリスチン→未収載	抗菌力の増強	各種感染症(バンコマイシン耐性腸 球菌感染症)	類似薬効比較(単剤との1日薬価合 わせ)	H14.04.26
19		ジオン注 生食液付 ジオン注 無痛化剤付 (田辺三菱)	硫酸アルミニウムカリウムー未収載(同一成分の外用剤は既収載) タンニン酸ー未収載(同一成分の外用剤は既収載)	タンニン酸は過度の炎症を抑制(白 血球漫濶の抑制)する作用を併せ持 つ		原価計算	H17.03.18
20		ゾシン静注用2.25 ゾシン静注用4.5 (大鵬薬品工業)	タゾパクタムナトリウム→未収載 ピペラシリンナトリウム→既収載	の相乗的な増加	敗血症、肺炎、腎蓋腎炎、複雜性膀 肤炎	の1日薬価の合計) 小児加算	H20.09,12
21	*	メノエイドコンピパッチ (あすか製薬)	エストラジオール→既収載 酢酸ノルエチステロン→未収載(同一成分の内用剤は既収載)	(子宮内膜増殖)を酢酸ノルエチステ	更年期障害及び卵巣欠落症状に伴 う血管運動神経系症状(Hot flush及 び発汗)	類似薬効比較(2剤の1日薬価の合計) 有用性(Ⅱ)	H20.12.12

中医協薬-721.9.18

製薬業界の意見の薬価算定基準における取扱いについて

(事務局)

平成 21 年 6 月 3 日の薬価専門部会において、日本製薬団体連合会が提出した意見の中に以下のような新薬の算定に関する提案があったがどのように取り扱うか。

新薬の薬価算定に係る日薬連の陳述意見(平成21年6月3日薬価専門部会)

「薬価算定ルール見直し等に関する意見」(抜粋)

Ⅱ. 薬価算定ルール見直し等に関する意見

上記の課題を解決するためには薬価制度改革を行うことが必要であり、以下に具体的な 薬価算定ルール見直し等に関する意見を述べる。併せて、次期薬価改定に関する意見及び 要望等についても意見を述べることとする。

1. 新規収載医薬品の薬価算定

新薬の薬価設定については、平成 20 年度の薬価制度改革において改善されたところであるが、今後予測される革新性の高い新薬の増加を勘案し、革新性をより適切に評価できる仕組みとなるよう、以下の改善を図るべきである。

(1)原価計算方式に代わる算定方式の導入

- 適切な類似薬が存在せず外国価格がない新薬については、原価計算方式において原価の妥当性を判断する指標がなく、その価値を評価できない場合があることから、原価計算方式に代わる新たな算定方式として類似治療比較方式(仮称)の導入を提案する。
- 類似治療比較方式については、該当する新薬のうち、当該企業がその妥当性を 示せると判断した場合に選択できるものとし、その他の新薬については従来ど おり原価計算方式にて算定することとする。

【類似治療比較方式における具体的算定方法】

- ・薬物以外の治療に要する費用:当該新薬が代替しうるような、同種の治療目的を 有する適切な医療技術(外科的治療 etc.)が存在する場合、その価格・費用を薬 価算定のベース(算定根拠)として使用する。
- ・類似疾病の薬物治療に要する費用:当該新薬の対象疾病と病態等が類似した疾病 に対する薬物治療が存在する場合、その価格・費用を薬価算定のベース(算定根 拠)として使用する。

・諸外国における類似薬の価格:国内で上市する新薬が海外で上市されていない場合、その新薬の類似薬が海外の複数国ですでに上市されていれば、その類似薬の外国平均価格(一日あたりの価格)を薬価算定のベース(算定根拠)として使用する。

(2)類似薬効比較方式における新たな加算体系の構築

- 現行の加算体系においては、一つの加算要件で該当事由が複数認められる場合や、該当事由の革新性が極めて高い場合であっても、加算率の上限で頭打ちとなる。
- 〇 こうした新薬の革新性をより適切に評価できるよう、現行の有用性加算 I 及び有用性加算 I の加算率については下限のみを定めることにより、フレキシブルな加算率の設定を可能とすべきである。
- また、加算体系全体として簡潔でわかりやすいものとなるように、以下のよう な枠組みとすることを提案する。

【新たな加算体系】

革新性加算 加算率 5~120%

革新性加算 I (現行の画期性加算) 加算率 70%以上 以下の要件イ、要件ロ、要件ハの全てを満たす新規収載品

革新性加算Ⅱ(現行の有用性加算Ⅰ) 加算率 35%以上 以下の要件イ、要件ロ、要件ハのうち、いずれか2つを満たす新規収載品

革新性加算Ⅲ(現行の有用性加算Ⅱ) 加算率 5%以上 以下の要件のうち、いずれかを満たす新規収載品

イ 臨床的に有用と期待される新規の作用機序を有すること

- ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、根**拠に基づ**いて 示されていること
- ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療 方法の改善が客観的に示されていること
- = 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること
- ※ 加算率の決定に際しては、その属する薬効領域の治療実態・背景事情を踏ま えた医療上の必要性、要件該当事由やエビデンスの程度も勘案する。

(3) ドラッグ・ラグ対策加算の新設

- 世界的に評価される革新的新薬の日本での早期上市を促すために、日本が世界で最初に承認もしくは世界で最初に承認された日から一定期間内に日本で上市された新薬を対象とするドラッグ・ラグ対策加算の新設を提案する。
- また、国内に開発する企業がない未承認薬については、その開発着手に繋がる

1

2

インセンティブが必要なため、当該新薬についてもドラッグ・ラグ対策加算の 対象とする。

【ドラッグ・ラグ対策加算】

- 対象 1: 日本だけでなく米国及び欧州で開発着手されているもののうち、先進国中、 日本で最初に承認されたもの、もしくは日本以外の先進国で最初に上市され てから 3 年以内に日本で承認されたものであって、以下のいずれかを満たす 新薬
 - ①薬理作用類似薬が存在しないもの

(薬理作用一番手の上市から1年以内に日本で上市されたものも含む)

- ②薬理作用類似薬が存在する場合、革新性加算が適用されたもの
- ※ ただし、比較薬がドラッグ・ラグ対策加算の適用を受けていないこと。なお、 ドラッグ・ラグ対策加算が適用された比較薬が薬価改定を経ている場合は、 当該新薬にドラッグ・ラグ対策加算を適用できる。
- 対象 2:未承認薬使用問題検討会議にて「早期に国内開発が開始されるべき」とされた医薬品のうち、国内で第一義的に受け皿となる企業が存在しない新薬
- また、未承認薬使用問題検討会議において早期開発が望ましい等とされた成分のうち、特に治験に着手していない品目については、原価計算方式で算定される可能性が極めて高い。
- この場合、製造原価は欧米と同様であっても、国内承認向けの研究開発費や PMS 費等を積み上げた結果、外国平均価格調整で引下げとなれば、安定供給に 支障が出ることが懸念されるため、薬価算定における運用面において、以下の 措置を講じるべきである。

【未承認薬に必要な薬価算定ルール運用上の措置】

- ・当該品目の薬価が原価計算方式で算定される場合、一般管理販売費の係数に拘らず、研究開発費や PMS 費用等を薬価に適切に反映し、平均営業利益率を減率しないこととする。
- ・また、この算定値が外国平均価格の2分の3に相当する額を上回る場合において も、外国平均価格調整による引下げの対象から除外する。

(4) その他

- 原価計算方式における営業利益率については±50%の範囲内でメリハリをつけた算定が可能となったが、同方式による算定が適用される新薬については革新性が高いものが多いことや、類似薬効比較方式における加算率の水準に及ばないことを踏まえ、上限を+100%まで引上げるべきである。
- 平成 20 年度薬価制度改革において、市場性加算及び小児加算の加算率が改善されたが、こうした採算性に乏しい医薬品の開発意欲をさらに高めるため、現行の有用性加算 II に相当する加算率の水準(小児加算:5~30%、市場性加算II:5~10%)まで引上げるべきである。

- バイオ後続品について本年 3 月に新たな申請区分が設定されたが、現行の薬価 算定ルールでは後発医薬品と同様な算定となる。しかしながら、当該医薬品に ついては、先行バイオ医薬品との有効性が同等/同質であることを確認する臨 床試験が必要とされることや、低分子医薬品等に比べ、製造コスト、開発コスト 及び製造販売後コスト等の変動幅が大きいことを考慮し、こうした特性を反 映できる新たな算定ルールを設けるべきである。
- 規格間調整のみによる算定の特例において、医療上の有用性を有する新薬には 市場性加算Ⅱに準じた加算率が適用されているが、その有用性を適正に評価す る観点から、現行の有用性加算Ⅱに相当する加算率(5~30%)を適用すべきで ある。
- 外国平均価格調整に設けられている除外規定は引上げ調整のみに適用されているが、引上げ及び引下げの双方の調整に適用されるべきである。
- キット加算については、キット化による当該医薬品の治療方法の改善の有無などを考慮した上で、加算の該当性について判断すべきである。

中医協 薬-8 21. 9.18

薬剤費及び推定乖離率の年次推移

年度	国民医療費 (A)	薬剤費 (B)	薬剤費比率 (B/A)	推定乖離率 (C)	
平成 5 年度	(兆円) 24. 363	(兆円) 6.94	(%) 28. 5	19. 6	
平成 6 年度	25. 791	6. 73	26. 1	<u> </u>	
平成 7 年度	26. 958	7. 28	27. 0	17. 8	
平成 8 年度	28. 454	6. 97	24. 5	14. 5	
平成 9 年度	28. 915	6. 74	23. 3	13. 1	
平成10年度	29. 582	5. 95	20. 1		
平成11年度	30. 702	6. 02	19. 6	9. 5	
平成12年度	30. 142	6. 08	20. 2		
平成13年度	31. 100	6. 40	20. 6	7. 1	
平成14年度	30. 951	6. 39	20. 7	_	
平成15年度	31. 538	6. 92	21. 9	6. 3	
平成16年度	32. 111	6. 90	21.5		
平成17年度	33. 129	7. 31	22. 1	8. 0	
平成18年度	33. 128	7. 10	21. 4		

※ 平成19年度の推定乖離率は6.9%

(注)

- 国民医療費(厚生労働省大臣官房統計情報部調べ)は、当該年度内の医療機関における傷病の治療に要する費用を推計したものであり、医療保険の医療費総額に、公費負担、労災、全額自己負担、鍼灸等(公費負担等)を加えたものである。
- 国民医療費における薬剤費は、公費負担等においても医療保険と同じ割合で薬剤が使用されたものと仮定し、国民医療費に医療保険における薬剤費比率をかけて推計している。
- ・ 推定乖離率における「一」は薬価調査を実施していないため、データが無いことを示している。
- 平成12年度の介護保険の創設により国民医療費の一部が介護保険へ移行。また、平成14年10 月以降、老人医療の対象年齢を段階的に引上げ。

中医協 薬-9

中医協 薬一1

中医協 薬 - 3 21. 7.15

21. 9.18

18 21. 8. 5

薬価維持特例など製薬業界が提案している新薬の薬価改定方式について (論点案)

標記については、これまで、業界意見陳述も含め、5回の審議を行ってきたが、制度設計の 詳細やその妥当性に関する説明が必ずしも十分とは言い難く、現時点では、その導入の可 否を判断するための材料が不足していると考えられる。

しかしながら、その判断のためにも、仮に薬価維持特例を導入するとした場合の問題点やその解決策等について一定の共通認識を持つ必要がある。

そこで、これまでの意見を以下の論点案としてまとめたので、これに沿って議論を進めることとしてはどうか。

論点案

1. 薬価維持特例を導入する必要性

薬価維持特例を導入する必要性については、製薬企業の経営状況や、新薬の研究開発・供給の状況を勘案した上での検討が必要ではないか。

2. 薬価維持特例の導入による患者等へのメリットを確保するための方策

① 製薬業界は医療上必要性の高い未承認薬・未承認適応についてその開発・上市を目指 すとしており、その実効性を担保する方策として、定期的に中医協にその進捗状況を報告 することとしているがそれでよいか。

報告の結果、国が要請した未承認薬・未承認適応の開発・上市を適切に進めていない 企業については、薬価維持特例の対象品目があっても、当該品目への薬価維持特例の 適用について厳しい対応を考えざるを得ないのではないか。

② ドラッグラグを起こさないよう、我が国での開発・上市を適切なタイミングで行っていることや、古くから使われるなどして採算性が悪くなっているが医療上必要性の高い医薬品の安定供給を適切に行っていることについて、薬価維持特例の適用を考える上で、特段の評価を検討できないか。

3. 薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方

① 薬価維持特例の対象となる医薬品の範囲について、製薬業界は市場の評価を重視し、 加重平均乖離率を超えないものを対象に現行薬価を維持すべきと主張しているが、革新 的新薬を評価するという視点からこれが適切と考えられるのか。

- ② 薬価維持特例の期間について、製薬業界は、後発品が薬価収載されるまでか、後発品が出なくても最大15年としているが、長すぎるのではないかとの指摘もあり、今後整理が必要ではないか。
- ③ 製薬業界は不採算品再算定品目も薬価維持特例の対象とすべきと主張しているが、その財政影響のシミュレーションが提出されていないことも考えると、当面、特許期間中又は再審査期間中の新薬を中心に検討してはどうか。

4. 後発品の使用促進との関係

① 薬価維持特例の導入が、後発品の使用促進にマイナスの影響を与えないかどうか、また、後発品が過度に安い薬価で収載され、供給不可能とならないか、という点に留意しつつ、薬価維持特例終了後の後発品の薬価算定方法についてどのような方法が適切と考えられるか。例えば、以下の案を基礎として検討してはどうか。

後発品の収載時薬価及びその薬価改定については、

- (案1) (先発品薬価ー「先発品薬価の薬価改定猶予分」)×0.7で収載し、 その直後の改定では、当該後発品の市場実勢価により改定する。
- (案2) 先発品薬価×0.7で収載し、その直後の改定では、「先発品薬価の薬価改定猶予分の率」に「当該後発品の市場実勢価による引下げ分」を加えて後発品の薬価を引き下げる。
- ② 後発品の使用促進が計画通り進まない場合、製薬業界は制度導入に伴う財政影響を 補填する方策として既収載品の薬価を引き下げることはやむを得ないとしているが、どの ような方法が考えられるのか。例えば、以下の案を基礎として検討してはどうか。
 - (案1)後発品のある先発品のすべてを一定率引下げ
 - (案2)後発品のある先発品と後発品のすべてを一定率引下げ
 - (案3)薬価維持特例の対象となる先発品について薬価維持の水準から一定率引下げ

5. その他

- ① 薬価維持特例を仮に導入するにしても、その財政影響の程度や未承認薬・未承認適応 の解消状況など上記の点のフォローを行うこととし、試行的な実施ということも検討しては どうか。
- ② このほか検討すべき項目は何かあるか。また、今後議論を進めていく中で、必要があれば検討項目を適宜追加することとしてはどうか。

論点案に関する専門委員意見

「薬価維持特例など製薬業界が提案している新薬の薬価改定方式について(論点案)」 〔2009年7月15日薬価専門部会資料〕に関する意見

中央社会保険医療協議会 薬価専門部会

2009年9月18日

専門委員 長野 明 禰宜寛治

論点案1. 薬価維持特例を導入する必要性

薬価維持特例を導入する必要性については、製薬企業の経営状況や、新薬の研究開発・供給の状況を勘案した上での検討が必要ではないか。

業界意見陳述(8月5日)

- ○製薬産業は、高騰する研究開発費を確保・捻出し、グローバル競争を勝ち抜くために、効率化・ 合理化のための施策を実行してきている。
- ○国内企業は製品の供給に加え、日本における研究開発、生産ラインの確保などにおいて重要な 役割を担っている。
- ○未承認薬への対応は製薬産業の社会的責任の一つとも言えるが、各社が迅速かつ積極的に 対応していくためには、業界としての主体的な対応に加え、個々の企業において未承認薬開発 に耐え得る収益を確保する仕組みが必要である。
- ○また、ドラッグ・ラグを解消していくには、企業の投資判断における投資先としての我が国の優先 順位を引き上げるべく、リスクに見合うリターンが見込める薬価制度であることが望まれる。
- ○未承認薬・未承認適応への対応促進、ドラッグ・ラグの解消促進を図りつつ、イノベーションの評価を推進することが、医療と製薬企業双方にとって重要であり、その意味から、できるだけ早い薬価維持特例の導入が必要である。

専門委員意見

我が国におけるアンメット・メディカル・ニーズへの対応、ドラッグ・ラグの解消に向けて、是非とも 薬価維持特例の導入が必要と考えている。

論点案2-(1)、薬価維持特例の導入による患者等へのメリットを確保するための方策

① 製薬業界は医療上必要性の高い未承認薬・未承認適応についてその開発・上市を目指すとしており、その実効性を担保する方策として、定期的に中医協にその道捗状況を報告することとしているがそれでよいか。報告の結果、国が要請した未承認薬・未承認適応の開発・上市を適切に進めていない企業については、薬価維持特例の対象品目があっても、当該品目への薬価維持特例の適用について厳しい対応を考えざるを得ないのではないか。

専門委員意見

未承認薬等への対応について、企業名を含めてその進捗状況が中医協へ報告され、公表されて世に認知されることは、企業にとっては社会に公約した目標の進捗状況確認に他ならず、対象企業における未承認薬等の開発を促すことに必ず繋がるものと考える。

≪中医協での公表イメージ≫

成分名	MRRE	検 計会院で の 検討結果	検討当時 の状況	現在の状況等	歌樂 東鄭会社	会社名
<未承認義)	>					
00000	ΔΔΔΔ	早期の治験が開始されるべき	国内治験前	余輝審査中	AAL	A社
00000	****	早期に治験が開始されるべき	国内治験前	薬傷収集	BAL	B社
••••	***	早期に治験が開始されるべき	国内治験前	全業募集中	C#±	_
****	0000	早期に治験が開始されるべき	國內治験中	英価収載	D≵±	D社
00000	<u> </u>	単期に治験が開始されるべき	国内治験的	企業募集中	Eàt	_
《未永郎道 》	₹>					
& & & & &	****	早期の治験が開始されるべき	国内治験前	未算審査中	F社	F社
####	%%%%	早期の治験が開始されるべき	国内治験前	治験準備中	A社	A社
00000	0000	早期の治験が開始されるべき	国内治験中	未採取得	B社	B社

開発企業募集中の品目

成分名	対象家庭	対象痕象 検討会議での 検討領長		検討当時 の状況 現在の状況等		会社名
••••		早期に治験が開始されるべき	国内治験前	全無募集中	C社	_
00000	$\nabla\nabla\nabla\nabla$	早期に治験が開始されるべき	国内治験前	企業募集中	DAL	_

有識者会議での未承認薬・未承認適応に係る検 討状況を中医協で公表

品目ごとに欧米承認会社と国内対応企業を公表

国内治験が開始されていない品目については別 途再掲

・ 日本に拠点がない外国企業が有する未承認薬 については、中医協への報告等を通じた企業募 集を一層推進

2

[参考-1] 未承認薬の開発に必要なコスト

事例:現在未着手の成分(システアミン、ベタイン、経口リン酸塩製剤)のいずれかをオーファン 医薬品として開発する場合の試算

項目	金額	内訳等
STARY STRANSING	主题形示题值 识量	(在2016年)(日代2016年)(日本1016年)
· 通過整理用 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	#66#	() [1] [1] [1] [1] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2] [2
市販後調査階経費	約2億6,000万円	再審査期間10年、150例/年の全例調査のケース 安全性定期報告(10年間の集計解析等)等
市販後調査に係る人件費	約5億円	GVP/GPSP管理、実施部門
""作器多期代"。	117/16000万円	

- ○未承認薬使用問題検討会議で治験実施が必要とされたもののうち、現在14成分が 治験未着手となっている
- ○さらに、100件弱の要望があり、今後有識者会議で優先順位等が決定される見通し

製薬協調べ

 $\bar{x}:\Lambda$

[参考-2] 未承認適応の開発に必要なコスト

事例:オーファン効能追加(推定患者数:約5,000人)

項目	金額	内訳等
治験等更用	約5億円	開発業務(モニタリング、データマネジメジド、報告書作成)費用、症例管理費用(8症例)等
市販後調査諸経費	約3億5,000万円	再審査期間10年、80例/年の全例調査のケース 安全性定期報告(10年間の集計解析等)等
市販後調査に係る人件費	約4億円	GVP/GPSP管理、実施部門
市概念 观用计	的7億5,000万円	The second of th
	1.1	The state of the s

○未承認適応の対応には、250件を超える要望があり、今後有識者会識で優先順位等 が決定される見通し

4

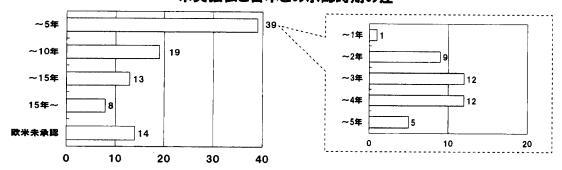
論点案2-②. 薬価維持特例の導入による患者等へのメリットを確保するための方策

② ドラッグラグを起こさないよう、我が国での開発・上市を適切なタイミングで行っていることや、古くから使われるなどして採算性が悪くなっているが医療上必要性の高い医薬品の安定供給を適切に行っていることについて、薬価維持特例の適用を考える上で、特段の評価を検討できないか。

専門委員意見

○我が国における適切なタイミングでの新薬の上市や医療上必要性の高い医薬品の安定供給など、個々の企業努力の成果については、例えば、当該企業に対して薬価維持特例の適用 基準を緩和するなどといった評価の仕方もあり得ると考える。

米英独仏と日本との承認時期の差



※2005年4月~2009年6月収載分の新薬のうち、新有効成分として承認され、「類似薬効比較方式!」又は「原価計算方式」にて算定された医薬品を対象に調査

論点案3-1、薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方

① 薬価維持特例の対象となる医薬品の範囲について、製薬業界は市場の評価を重視し、加重平均乖離率を 超えないものを対象に現行薬価を維持すべきと主張しているが、革新的新薬を評価するという視点からこれ が適切と考えられるのか。

日薬連提案

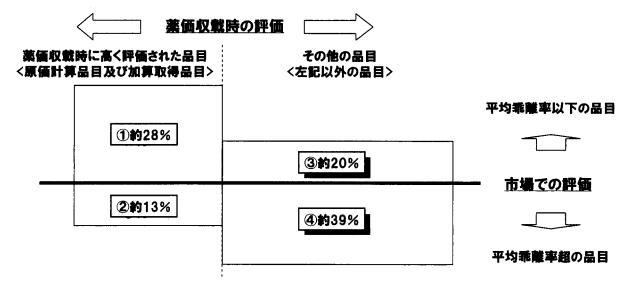
当該医薬品の乖離率が薬価基準収載全品目の加重平均乖離率を超えないものを対象とする。

専門委員意見

- ○薬価維持特例の適用基準として、審査上の取扱いや収載時評価、あるいは患者数や薬効群等 が考えられるが、これらは必ずしも、革新的新薬やアンメット・メディカル・ニーズに対応した新薬 を抽出する指標として適切ではない。
- ○平均乖離率を指標として、それを超えない新薬を対象とすることは、薬価との乖離が小さい価格 でも購入され使用されているもの、 すなわち医療現場において医療上の革新性・必要性が評価 されているものを薬価維持することを意味しており、これを指標とすることが、革新的新薬やアン メット・ニーズ対応新薬を確実に抽出する観点からは、最も現実的かつ適切と考える。



〔参考〕 収載時の評価と市場における評価との関係について①



③の具体的な事例

- ・小児・オーファン等の市場が小さい領域の品目(例:抗HIV薬)
- ・特殊な剤型が必要な領域でニーズに対応した品目(例:点鼻薬)
- ・重篤な疾病を対象とする品目(例:急性心疾患治療薬)
- ・医療現場において高く評価された品目(例:統合失調症治療薬)

新薬の薬価算定ルールとの関係

○原価計算等で算定された先行品を比較薬とし加算取得なし ⇒先行品と同等の評価であるため同様の取扱いが妥当

(既収載品X)

新薬Zの薬価算定:

新薬Z

(薬理作用1番手) 既収載品Xの薬価を(薬理作用2番手)

[原価計算品目] ベースに加算なし

○新規薬理作用を有する新薬で加算取得なし

⇒市販徳に評価が確立するため市場での評価が重要

既収載品Y)

新薬Zの薬価算定:

新業Z

(薬理作用A)

既収載品Yの薬価を(新規薬理作用B) ベースに加算なし

130

論点案3-②. 薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方

② 薬価維持特例の期間について、製薬業界は、後発品が薬価収載されるまでか、後発品が出なくても最大 15年としているが、長すぎるのではないかとの指摘もあり、今後整理が必要ではないか。

日薬連提案

- ○維持される期間は、原則として後発品が出現するまで。
- ○しかし、中には後発品が出ないまま推移する新薬もあり、そのような品目に対しては、強制的に 15年を以って維持を打ち切ることとする。
- ※米欧では、承認からの独占期間が14年もしくは15年とされていること、及び日本では、先発品の収載から初めての後発品の収載までの平均期間である<u>12.4年</u>に、治験環境の整備・承認審査の改善により今後承認を 2.5年早めるとされていることに鑑み、収載から15年間を適用期間の上限としている。

専門委員意見

もし、強制的に打ち切る時点を15年よりも短くしていくと、後発品が上市される前に薬価維持特例期間が終了する品目が数多く出現することとなり、これは、薬価維持特例制度の当初の提案趣旨が損なわれることを意味する。

8

[参考]薬価維持特例の適用期間の考え方

- ○殆どの場合、新薬には平均12年強程度で後発品が出現し、その時点を以って薬価維持期間は終了する。
- ○特許が失効しても後発品が参入しない医薬品があるが、無制限に薬価が維持されるのは不適切であり、後発品が無い場合でも原則として、強制的に収載後15年を以って維持を打ち切り、それまで引下げが猶予された分を清算するのが適切である。

新薬の薬価収載から初の後発品収載までの期間

対象: 2002年7月~2009年5月に初めての後発品が収載された先発品
25
20
20
平均値 12.4年
中央値 12.2年
75%タイル値 14.6年
10
5
-7年 ~8 ~9 ~10 ~11 ~12 ~13 ~14 ~15 ~16 ~17 ~18 ~19 ~20 20年~

収载後年数

論点案3-③、薬価維持特例の対象品目、期間等の考え方

③ 製薬業界は不採算品再算定品目も薬価維持特例の対象とすべきと主張しているが、その財政影響のシミュレーションが提出されていないことも考えると、当面、特許期間中又は再審査期間中の新薬を中心に検討してはどうか。

日薬連提案

一定以下の僅少な売上に留まる希少疾病用医薬品および国が定める必須医薬品など保険医療上不可欠とされる医薬品を、安定供給確保のため後発品の有無に関わらず薬価維持特例の対象とする。

専門委員意見

当面は特許期間中又は再審査期間中の新薬を中心に検討することとし、その上で不採算品再算定品目をはじめとする、保険医療上不可欠で採算性に乏しい医薬品について検討を進める。

これまでに不採算品再算定の対象となった品目

	成分数	品目數	品目數内訳(品目數)		
			内服	注射	外用
2000年改定	31	61	6	54	1
2002年改定	56	90	18	70	2
2004年改定	30	35	11	22	2
2006年改定	44	69	4	64	1
2008年改定	48	69	19	28	22

過去(2000年以降)に不採算品再算定の対象となった品目の年間販売額:約300億円*(薬価ベース)

これらの品目について薬価を維持した場合の影響額:約10億円(改定された場合の改定率は3~4%程度と推計)

※血液製剤を除く推計額

10

論点案4一①。後発品の使用促進との関係

① 薬価維持特例の導入が、後発品の使用促進にマイナスの影響を与えないかどうか、また、後発品が過度に安い薬価で収載され、供給不可能とならないか、という点に留意しつつ、薬価維持特例終了後の後発品の薬価算定方法についてどのような方法が適切と考えられるか。例えば、以下の案を基礎として検討してはどうか。

後発品の収載時薬価及びその薬価改定については、

- (案1) (先発品薬価ー「先発品薬価の薬価改定猶予分」)×0. 7で収載し、
 - その直後の改定では、当該後発品の市場実勢値により改定する。
- (案2) 先発品薬価×0.7で収載し、その直後の改定では、「先発品薬価の薬価改定猶予分の率」に 「当該後発品の市場実勢価による引下げ分」を加えて後発品の薬価を引き下げる。

日薬連提案

先発品×0.7で収載し、その直後の改定では、「薬価改定猶予分も含めて引き下げられた先発品薬価×0.7」か「当該後発品の市場実勢価による改定額」のどちらか低い方とする。

専門委員意見

日薬連提案は論点案の(案2)に近いが、後発品の使用促進を阻害しないという観点から検討してはどうか。

論点案4-2. 後発品の使用促進との関係

- ② 後発品の使用促進が計画通り進まない場合、製薬業界は制度導入に伴う財政影響を補填する方策として 既収載品の薬価を引き下げることはやむを得ないとしているが、どのような方法が考えられるのか。例えば、 以下の案を基礎として検討してはどうか。
 - (案1)後発品のある先発品のすべてを一定率引下げ
 - (案2)後発品のある先発品と後発品のすべてを一定率引下げ
 - (案3)薬価維持特例の対象となる先発品について薬価維持の水準から一定率引下げ

日薬連·意見陳述(6月3日)

薬価維持特例の導入に際し、後発品使用の政府目標に届いていない場合は、政府目標との乖離にかかる不足財源の一定部分を、制度導入に伴う財政影響の緩和策として、既収載品の薬価を引き下げることで対応することは止むを得ないと考える。

専門委員意見

後発品使用を着実に進めるために更に積極的な施策が実施されることが前提であるが、仮に計画通りに進まない場合においては、薬価維持特例導入に伴う財政影響ならびに薬価改定の影響等を勘案した上で、既収載品の薬価を引き下げる方法について決定してはどうか。

論点案5. その他 〔試行的な実施〕

専門委員意見

薬価維持特例の導入に際し、当初試行的に実施することもあり得るが、その場合でも、本制度導入による全体的な影響を検証するために、対象品目等を限定せずに実施することが適切と考える。

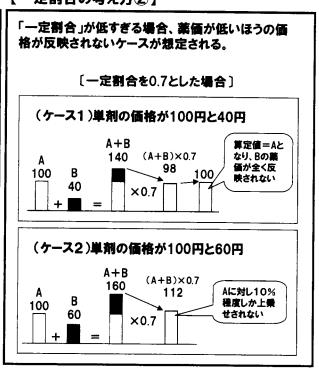
12

〔関連事項〕配合剤の取扱い(薬価算定組織意見)における「一定割合」について

【一定割合の考え方①】

配合剤にすることにより節減できる製造経費、物流経費等 は、最大でも両剤の薬価の合計の10%程度(両剤合算 ×0.9)と考えられる。 A:100円 B:100円 消費稅 流過經費 流過経費 营業利益 党里利益 - 維管理販売費 -总管理医療者 両剤合算の9%弱 **公路等** 労務費 16.6円程度 製造経費 製造経費 原材料费 原材料費 同一薬師の2剤を配合剤とすることで、片方の製剤に係る労務費・製造経費、物流経費 が節減できるものと仮定し試算。 労務費・製造経費:対薬価約16.6%の節減(原価計算方式による係数を用い、「原材料 費」:「製造経費+労務費」=56.3:43.7(2007年5月30日業価専門都会資料に例示の 比率)として試算。) 特流経費:対薬価約0.7%の節減((社)日本ロンスティクスシステム協会による「2008年度物 流コスト調査報告書」における医薬品製造業の売上高物流コスト比率(0.85%)と原価計 算方式の上記モデルから算出した対義価製造企業出荷価格率(88.0%)を用いて試算)

【一定割合の考え方②】



専門委員意見

著しく低い一定割合を適用することは、配合剤そのものに対する企業の開発意欲を失わせることに繋がる。